

# 山梨県道路啓開計画

---

令和6年 12月

山 梨 県

# 目 次

---

1. 計画の概要.....	1
2. 被害の想定.....	3
3. 道路啓開の基本方針.....	10
3. 1. 基本的な考え方.....	10
3. 2. 道路啓開の目標.....	12
3. 3. 道路啓開の実施体制.....	14
4. 道路啓開手順およびタイムラインの設定.....	15
4. 1. 道路啓開手順の設定.....	15
4. 2. タイムラインの設定.....	16
5. 平時の準備.....	18
5. 1. 対象路線や防災拠点の優先順位の考え方.....	18
5. 2. 関係機関との連絡体制.....	43
5. 3. 人員・資機材.....	44
5. 4. 訓練の実施.....	48
6. 参集・応急体制の確立.....	50
7. 被災情報の収集および共有.....	53
8. 道路啓開の実施方針決定.....	57
9. 道路啓開の実施.....	61
9. 1. 道路啓開の手続き.....	61
9. 2. 住民・道路利用者への周知.....	63
9. 3. 啓開作業の実施.....	65
10. 今後の課題.....	68

# 1. 計画の概要

---

## (1) 計画策定の背景

日本は地震大国といわれ、東北地方太平洋沖地震（平成 23 年）、熊本地震（平成 28 年）、能登半島地震（令和 6 年）など、大規模な地震により大きな被害が発生しています。

大規模地震発生時には、迅速な救命活動や物資の供給、諸施設の復旧等の応急対策活動が重要となりますが、路面の段差や液状化、建物の倒壊等によって道路が分断された場合、救命・救援活動に大きな影響を及ぼします。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、津波により流出した家屋、倒壊した建物等のがれきや放置車両が道路を塞いだため、道路ネットワーク機能が途絶する中で、被災者の迅速な救命・救援活動が求められました。震災直後から速やかに展開された「くしの歯」作戦による道路啓開により、救命・救援、復旧活動に高い効果があったといわれています。

また、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、孤立集落の解消に向け、国や県、自衛隊との連携により、陸側・海側から道路啓開が実施されましたが、啓開作業に時間を要したため、救命・救援や復旧活動に支障をきたすなどの課題が残りました。

本県においても、県内及び周辺地域に複数の活断層やプレートが分布しており、大規模地震発生時には、広範囲で道路への被害が懸念されることから、迅速かつ効率的に道路啓開を実施するための道路啓開計画の策定が急務となっています。

## (2) 計画策定の目的

『山梨県地域防災計画』では、主に南海トラフ巨大地震や首都直下地震、6つの断層による地震の発生が想定されており、災害発生後の円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行うこととされています。

以上を踏まえ、『山梨県道路啓開計画』（以下「本計画」）では、山梨県内で大規模地震が発生したことを想定し、迅速かつ効率的に道路啓開を実施するため、道路啓開の基本方針や手順に加え、平時に準備しておくべき事項等を定めることを目的とします。

### (3) 計画の位置づけ

本計画は、『山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画』を反映するものとします。

また、本計画の策定に当たっては、県の計画である『山梨県地域防災計画』、『山梨県防災拠点整備基本構想』、『山梨県業務継続計画』の考え方を反映するとともに、関係機関の災害対応計画である『南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画』、『首都直下地震道路啓開計画（第4版）「八方向作戦」』、『国土交通省南海トラフ巨大地震対策 関東ブロック地域対策計画【第2版】』、『首都直下地震対策計画（第2版）』及び各地域の『防災アクションプラン』などの考え方を参考とします。

さらに、周辺地域における道路啓開計画の策定状況を踏まえた隣接都県との連携や、火山災害・雪害（除排雪）は今後の課題とします。

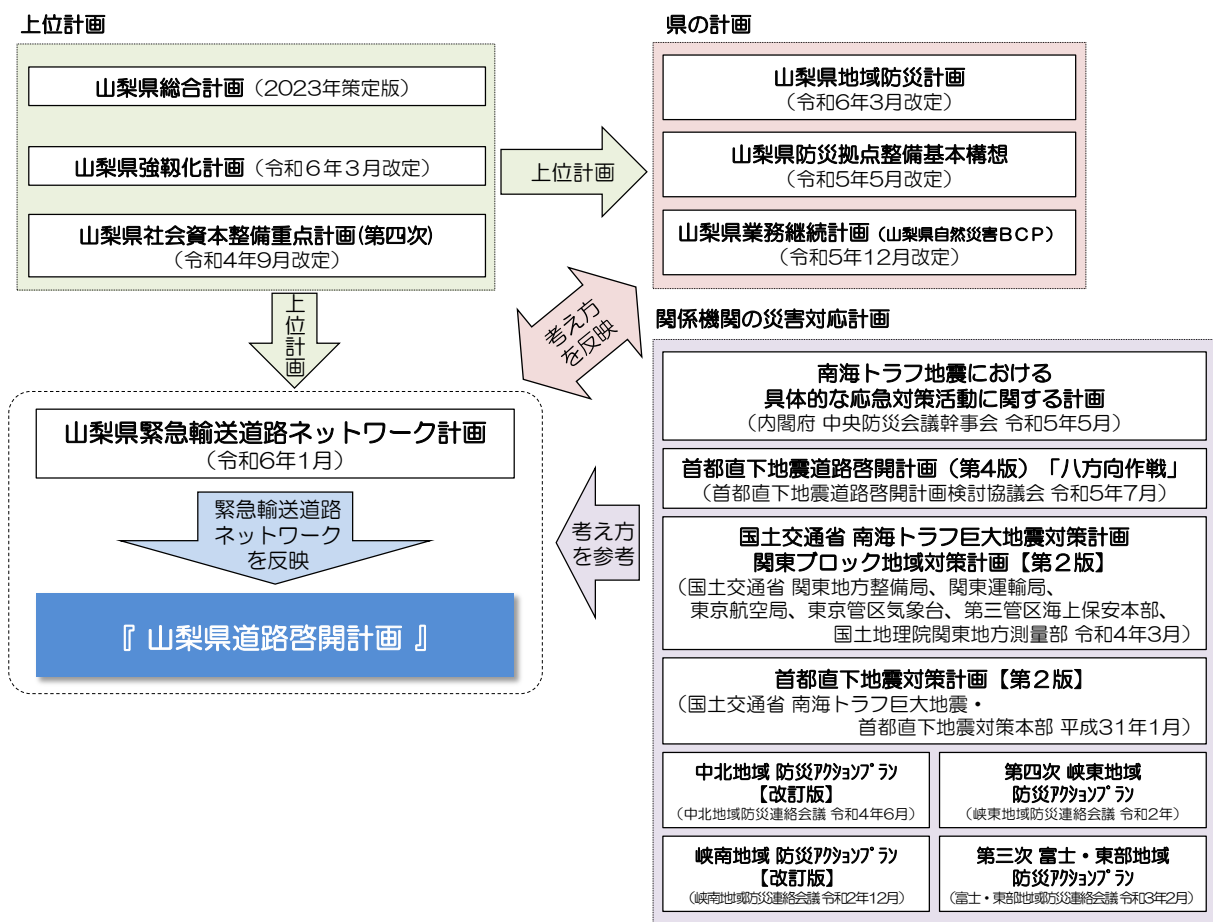


図 1-1 本計画の位置づけ



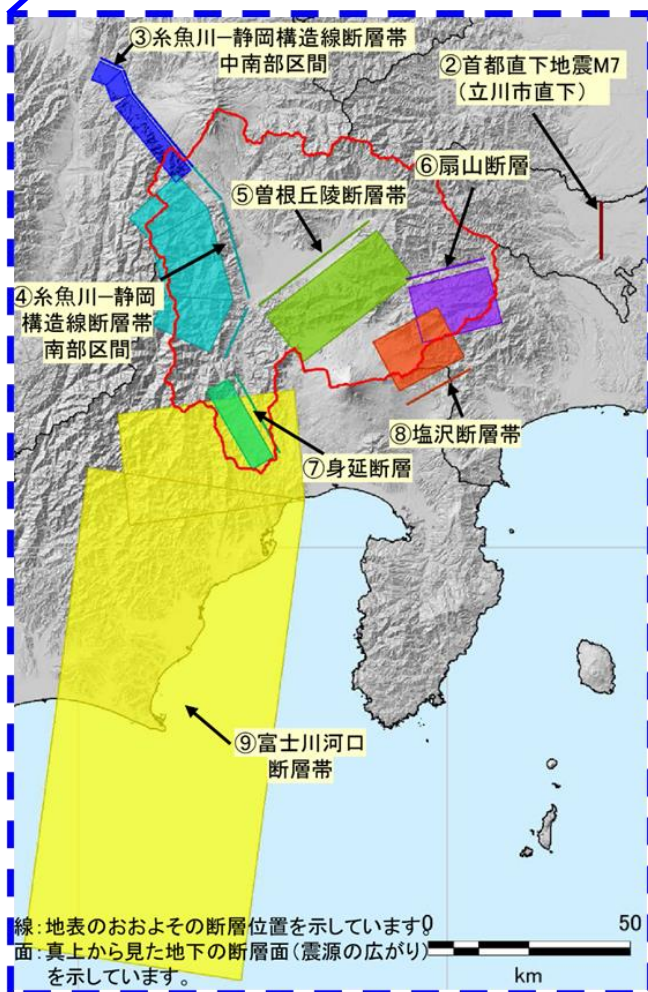
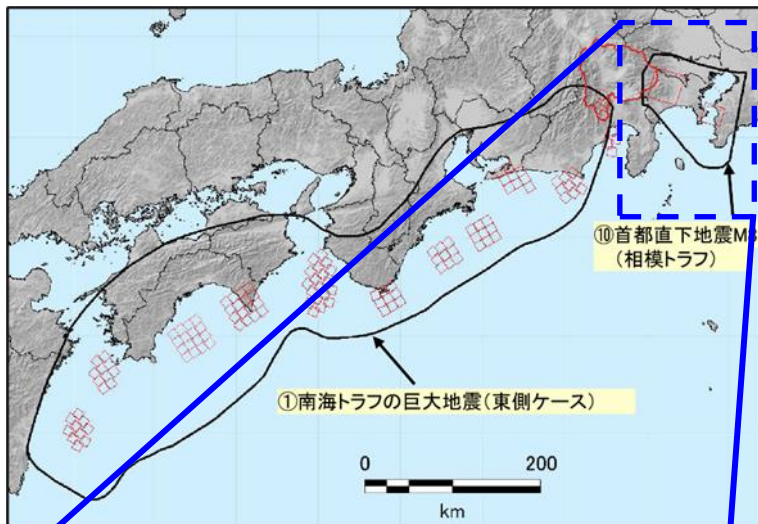
## 2. 被害の想定

### (1) 山梨県で想定される地震

山梨県内に大規模な被害を及ぼす可能性がある地震は、以下に示すとおりです。

- |                     |                    |                |
|---------------------|--------------------|----------------|
| ①南海トラフの巨大地震（東側ケース）  | ②首都直下地震（立川市直下）     |                |
| ③糸魚川－静岡構造線 断層帯中南部区間 | ④糸魚川－静岡構造線 断層帯南部区間 |                |
| ⑤曽根丘陵断層帯            | ⑥扇山断層              | ⑦身延断層          |
| ⑧塩沢断層帯              | ⑨富士川河口断層帯          | ⑩首都直下地震（相模トラフ） |

想定した地震の震源地域とそのエネルギー量（マグニチュード）、県内の最大震度を次ページに示します。



想定する地震	マグニチュード M	県内の 最大震度
①南海トラフの巨大地震(東側ケース)	M9クラス	7
②首都直下地震(立川市直下)	M7クラス	6強
③糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	7.4	7
④糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	7.6	7
⑤曾根丘陵断層帯	7.3	7
⑥扇山断層	7	7
⑦身延断層	7	6強
⑧塩沢断層帯	6.8	7
⑨富士川河口断層帯	7.2~8.3	7
⑩首都直下地震(相模トラフ)	M8クラス	7

出典：山梨県地震被害想定調査結果、山梨県地域防災計画 第3編 地震編

図 2-1 山梨県内に大規模な被害を及ぼす可能性がある地震

## (2) 地震発生により想定される被害

本県における地震災害の被害想定は、以下に示すとおりです。

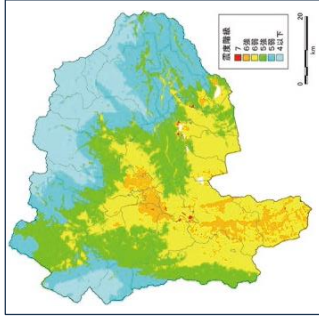
### 〔地震災害の被害想定〕

- 最大震度は、概ね6強～7が想定されます。
- 液状化の発生は、地盤の性質と地震動の大きさに関係します。
  - ①南海トラフの巨大地震（東側ケース）、⑤曾根丘陵断層帯、⑩首都直下地震（M8 クラス相模トラフ）では、液状化危険度の高い地域が広く分布します。なお、富士五湖周辺地域では多くのケースで液状化危険度の高い地域が分布します。
- 崖崩等の危険度が大きい箇所は、①南海トラフの巨大地震（東側ケース）が多く、急傾斜地の崩壊 815 箇所、地滑り 15 箇所、土石流 474 箇所と判定されています。
- 人的被害は、⑥曾根丘陵断層帯の地震が最大となり、死者数約 3,800 人、負傷者数約 20,000 人と想定されます。
- 建物被害は、⑥曾根丘陵断層帯の地震が最大となり、全壊棟数約 94,000 棟、半壊棟数約 55,000 棟と想定されます。
- 交通施設被害は、①南海トラフの巨大地震（東側ケース）の被災箇所数が最も多く、鉄道で 379 箇所、緊急輸送道路で 20 箇所と想定されます。

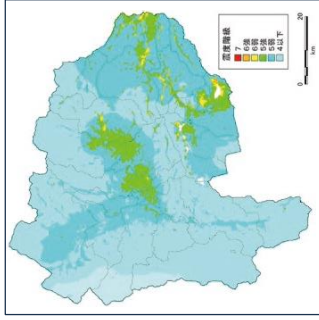
（出典：山梨県地震被害想定調査結果、山梨県地域防災計画 第3編 地震編）

想定する地震の地表震度の分布および液状化危険度は、次ページに示すとおりです。

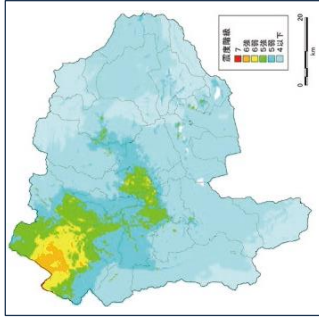
①南海トラフの巨大地震  
(東側ケース)



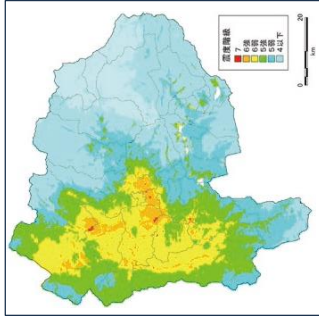
②首都直下地震(立川市直下)



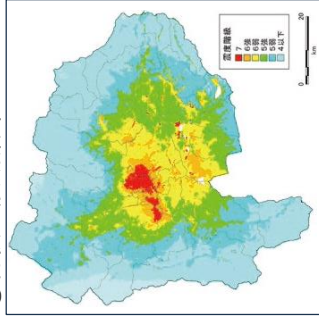
③糸魚川-静岡構造線断層帯  
中南部区間



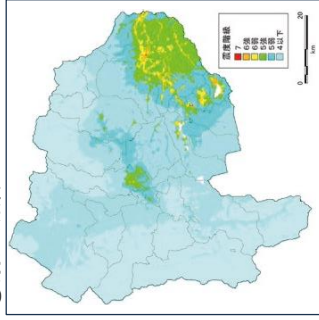
④糸魚川-静岡構造線断層帯  
南部区間



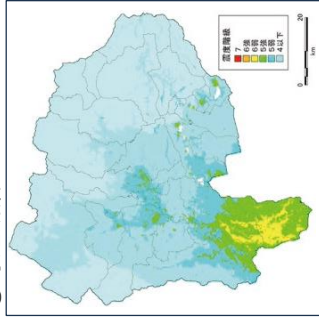
⑤曾根丘陵断層帯



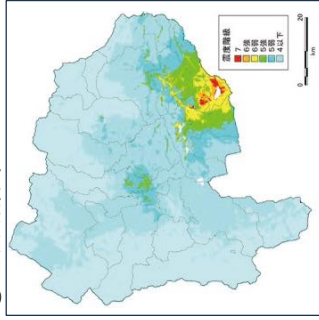
⑥扇山断層



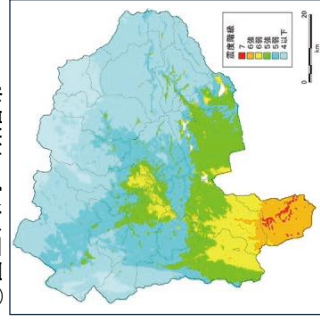
⑦身延断層



⑧塩沢断層帯



⑨富士川河口断層帯



⑩首都直下地震(相模トラフ)

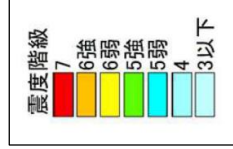
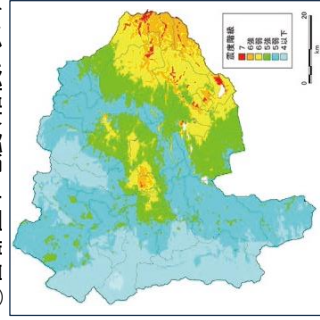
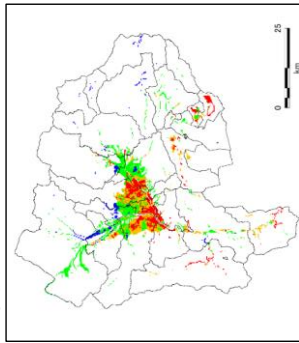


図 2-2 地表震度の分布

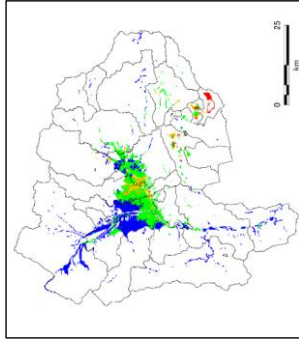
出典：山梨県地震被害想定調査結果



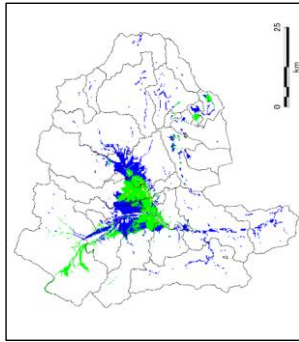
①南海トラフの巨大地震  
(東側ケース)



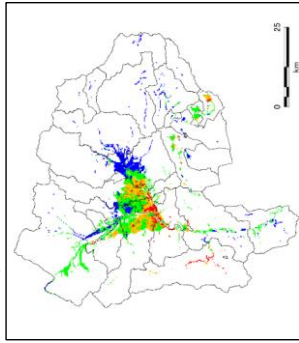
②首都直下地震(立川市直下)



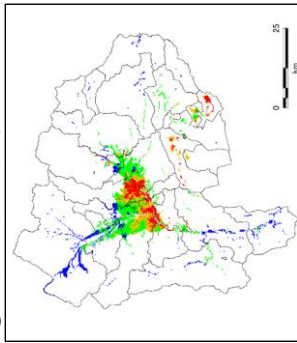
③糸魚川-静岡構造線断層帯  
中南部区間



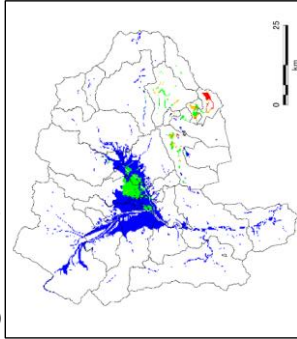
④糸魚川-静岡構造線断層帯  
南部区間



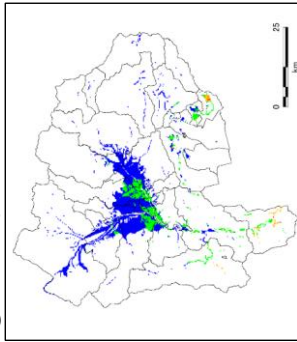
⑤曾根丘陵断層帯



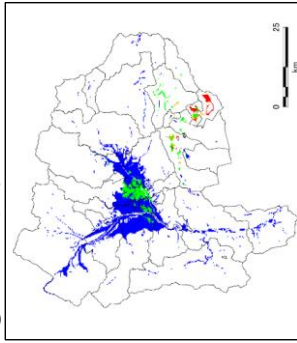
⑥扇山断層



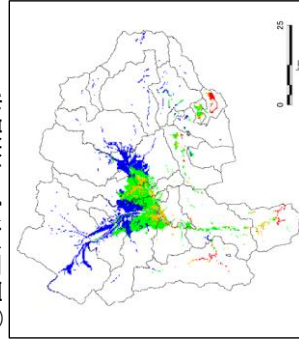
⑦身延断層



⑧塩沢断層帯



⑨富士川河口断層帯



⑩首都直下地震(相模トラフ)

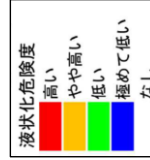
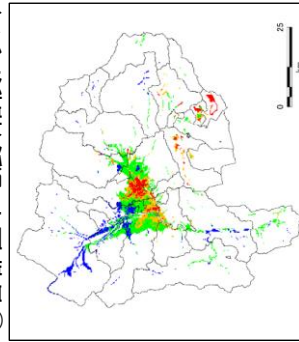


図 2-3 液状化危険度

出典：山梨県地震被害想定調査結果

なお、各地震による地震被害想定概要は、以下に示すとおりです。

表 2-4 地震被害想定結果

被害内容		①南海トラフの巨大地震(東側ケース)	②首都直下地震(立川市直下)	③糸魚川-静岡構造線断層帯中部区間	④糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	⑤首根丘陵断層帯	⑥扇山断層	⑦身延断層	⑧塩沢断層帯	⑨富士川河口断層帯	⑩首都直下地震(相模トラフ)	
土砂災害危険箇所	急傾斜地の崩壊	危険度大(箇所)	815	96	17	284	460	107	42	271	377	1,279
		危険度中(箇所)	696	296	47	427	603	155	165	495	342	733
		危険度小(箇所)	1,932	1,933	1,647	1,864	1,955	1,583	1,724	1,569	1,700	1,213
		なし	918	2,036	2,650	1,786	1,343	2,516	2,430	2,026	1,942	1,136
	地滑り	危険度大(箇所)	15	0	0	3	5	0	0	0	13	0
		危険度中(箇所)	26	0	0	4	1	2	0	0	30	0
		危険度小(箇所)	181	0	5	69	18	37	0	0	76	5
		なし	226	448	443	372	424	409	448	448	329	443
	土石流	危険度大(箇所)	474	27	19	166	331	79	26	80	221	519
		危険度中(箇所)	542	104	45	316	377	77	103	228	212	430
		危険度小(箇所)	1,117	1,149	950	1,123	1,171	940	1,045	1,002	1,057	835
		なし	316	1,169	1,435	844	570	1,353	1,275	1,139	959	665
建物被害	全壊棟数(棟)	60,017	4,299	19,542	72,761	94,102	488	2,580	2,227	24,474	27,085	
	半壊棟数(棟)	57,951	12,091	27,224	54,443	54,554	2,425	5,333	6,021	34,737	21,594	
人的被害	死者(人)	3,019	202	1,088	3,491	3,843	14	104	114	1,219	1,044	
	負傷者(人)	16,254	1,612	6,847	18,283	20,008	136	826	881	7,899	4,613	
ライフライン被害	上水道(直後)	断水人口(人)	393,422	41,967	53,305	256,696	419,187	9,221	47,939	49,342	96,907	118,815
	下水道(直後)	機能支障人口(人)	58,314	20,472	14,672	28,013	48,696	4,612	27,614	25,810	24,583	77,238
	都市ガス	供給停止件数(件)	24,023	-	-	15,184	24,023	-	-	-	-	15,184
	LPGガス	漏洩被害件数(件)	920	131	187	438	723	31	307	294	143	889
	電力(直後)	停電人口(人)	623,786	198,684	18,945	442,793	593,101	5,483	119,136	134,150	298,449	183,818
	通信(直後)	固定電話通信支障回線数(回線)	599,068	192,889	187,869	422,302	555,669	53,509	118,281	131,599	286,515	193,297
携帯電話ランクA*市町村数		22	2	1	11	17	1	5	6	8	11	
交通施設	道路	緊急輸送道路被害箇所数	20	8	5	12	19	4	5	6	11	19
	鉄道	鉄道被害箇所数	379	120	132	245	299	59	65	116	182	283

\*ランクA：停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%以上となる地域

出典：山梨県地域防災計画 第3編 地震編

### (3) 道路における被害項目

道路では、大規模地震発生時に以下の被害が想定されます。

- |           |              |               |
|-----------|--------------|---------------|
| ①盛土・法面の崩壊 | ②橋梁部の段差      | ③建物の倒壊        |
| ④液状化      | ⑤道路付属物、電柱の倒壊 | ⑥放置車両（立ち往生車両） |

①盛土・法面の崩壊



出典：熊本地震による被災及び復旧状況（国土交通省）

②橋梁部の段差



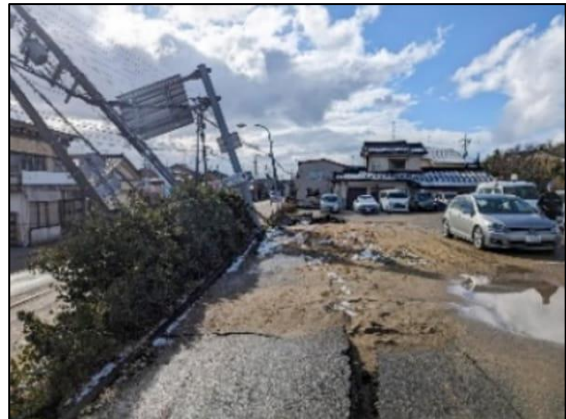
出典：熊本地震による被災及び復旧状況（国土交通省）

③建物の倒壊



出典：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会 報告書（国土交通省）

④液状化



出典：総力戦で挑む防災・減災プロジェクト（国土交通省）

⑤道路付属物、電柱の倒壊



出典：能登半島地震における被害と対応（国土交通省）

⑥放置車両（立ち往生車両）



出典：道路啓開訓練（山梨県）

図 2-5 道路における被害発生イメージ



### 3. 道路啓開の基本方針

#### 3. 1. 基本的な考え方

本計画における道路啓開の基本的な考え方は、以下のとおりです。

- 救命・救援ルート確保
- 最低1車線の確保と待避所の設置

#### (1) 道路啓開の概要

『道路啓開』とは、災害発生時に道路ががれきりや放置車両等で塞がれた場合、救命・救援、復旧、復興のための緊急車両が通行できるように、早急に最低限、道路上のがれきりや放置車両等の処理、路面の簡易な段差修正などを行い、救命・救援ルートを開け確保することをいいます。

また、大規模な災害では、応急復旧を実施する前に救援ルートを確認する道路啓開が必要です。

※『啓開』＝切り開くこと

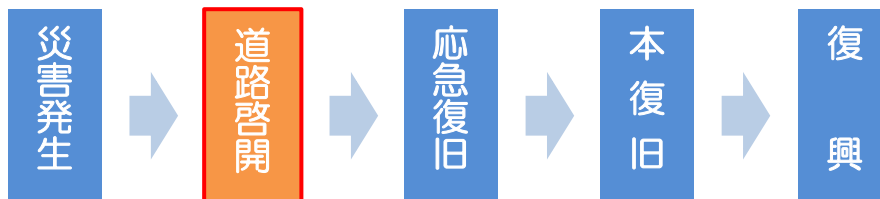


図 3-1 災害発生～復興の流れにおける道路啓開



出典：直轄国道の道路啓開と応急復旧作業について（国土交通省東北地方整備局）

図 3-2 東日本大震災 道路啓開前後の様子（国道 45 号 岩手県釜石市平田地区）

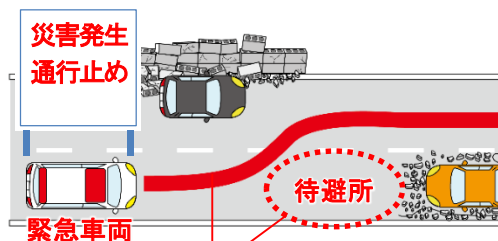


## (2) 道路啓開の基本方針

本計画における道路啓開の基本方針を、以下のように定義します。

- 道路上のがれきや放置車両等の処理、路面の簡易な段差修正などを行い、救命・救援ルートを開けることとします。
- ルート of 早急な啓開を重視し、最低1車線を確保するとともに待避所を設けます。

本計画においては、ルート of 早急な啓開を重視し、「最低1車線の幅員を確保するとともに待避所を設ける」ことを目指します。

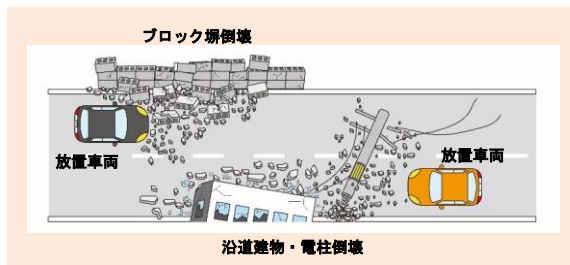


最低1車線の幅員を確保し、待避所を設ける  
道路幅員は緊急車両の通行が確保される幅員とする

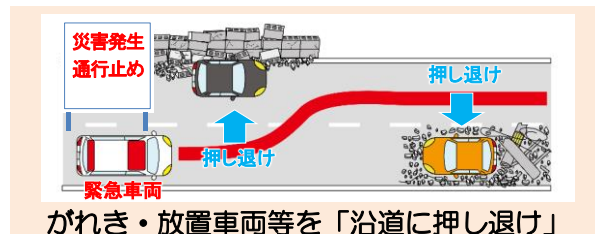
図 3-3 救命・救援ルートの確保 (イメージ)

啓開作業の実施に当たっては、重機を投入し、がれきや倒壊した電柱の除去、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

### 【道路啓開前】



### 【道路啓開後】



### 【作業イメージ】

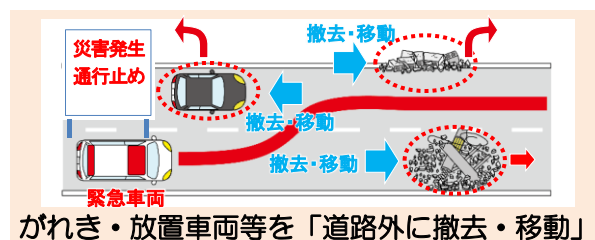
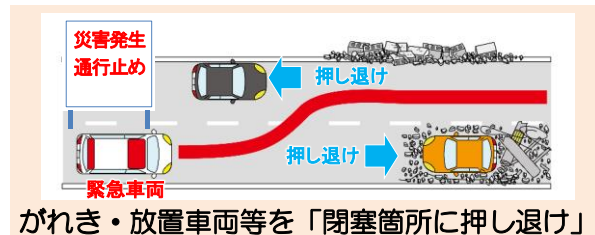


図 3-4 道路啓開実施前後の道路状況 (イメージ)

### 3. 2. 道路啓開の目標

本計画における道路啓開の段階設定及び目標は、以下に示すとおりです。

緊急輸送道路ネットワーク計画の考え方を踏まえ、STEP1(最優先啓開ルート)、STEP2(優先啓開ルート)、発災後 72 時間で STEP3(啓開ルート)の道路啓開を目指します。ただし、緊急を要する道路についてはこれに限りません。

- STEP1：最優先啓開ルート・・・第1次緊急輸送道路
- STEP2：優先啓開ルート・・・県内の優先防災拠点までを結ぶルート
- STEP3：啓開ルート・・・県内の防災拠点までを結ぶルート  
→救命・救急活動や緊急物資輸送の観点から、発災後 72 時間(3日)を目標とした道路啓開を目指します

本計画では、道路啓開を緊急車両が通行できる程度の必要最低限の作業<sup>※1</sup>を行うためと想定し、第1次緊急輸送路を啓開するSTEP1、県内の優先防災拠点までを結ぶルートを啓開するSTEP2、県内の防災拠点までを結ぶルートを啓開するSTEP3の3段階に設定します。

救命・救急活動<sup>※2</sup>や緊急物資支援<sup>※3</sup>の観点から、発災後 72 時間(3日)を目標とした道路啓開を目指すものとします。

また、必要に応じて、陸路だけでなく空路を活用したアクセスルートの確保にも努めます。

なお、上記の目標は啓開ルート全体の道路啓開完了を目指すものであり、被災状況や病院の受け入れ体制、避難所の開設状況に応じて、災害対策本部にて啓開ルートの優先順位を決定し、新たな情報や状況の変化に応じて、適宜ルートの見直しを図ります。

※1 段差が発生した場合は、土のう等によるすりつけ程度の作業

※2 人命救助で生存率が大きく変化する時間は 72 時間といわれている

※3 発災後 4 日以降に、国によるプッシュ型支援(緊急物資輸送)が実施される計画となっている(南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画)

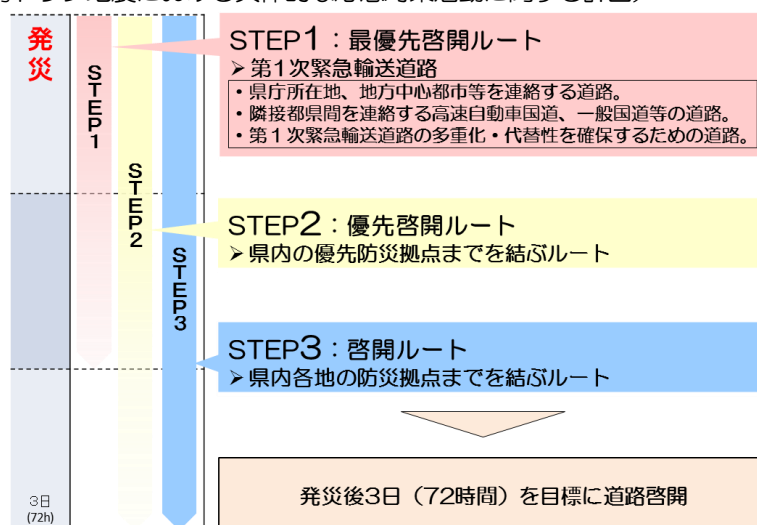


図 3-5 道路啓開の段階設定及び目標

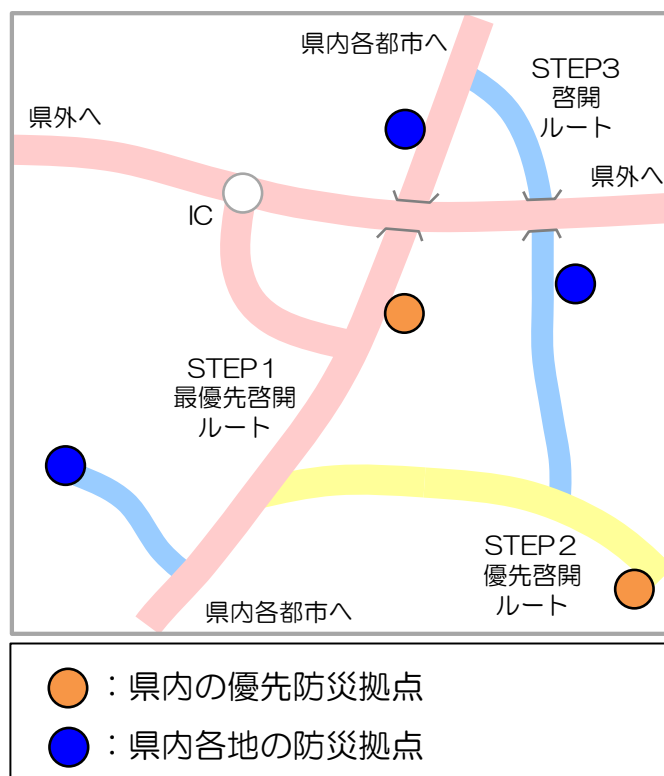


図 3-6 啓開STEP のイメージ

### 3. 3. 道路啓開の実施体制

本県における道路啓開の実施体制は、以下に示すように、『災害対策本部』及び『地方連絡本部』を中心に、市町村災害対策本部や関係機関との連携体制を構築します。

道路啓開にあたり迅速かつ効率的な連携を図るため、『山梨県災害対策本部』及び『各地方連絡本部』を中心に、道路啓開の実施体制を構築。

【 災害発生時の組織体制 】

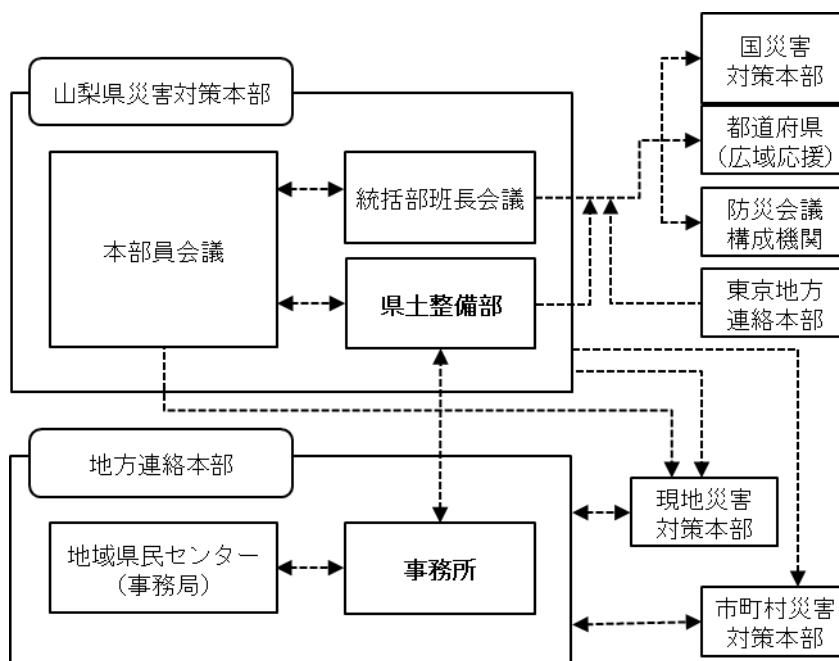


図 3-7 山梨県における道路啓開の実施体制

## 4. 道路啓開手順およびタイムラインの設定

### 4. 1. 道路啓開手順の設定

本計画では、道路啓開の手順（災害対応の流れ）を以下の4段階に設定します。

- 参集・応急体制の確立
- 被災情報の収集および共有
- 道路啓開の実施方針決定
- 道路啓開の実施  
(道路啓開の完了・周知)

道路啓開の手順（災害対応の流れ）は、以下に示す4つの段階において、道路管理者を中心として関係機関と連携したうえで活動を行うこととします。

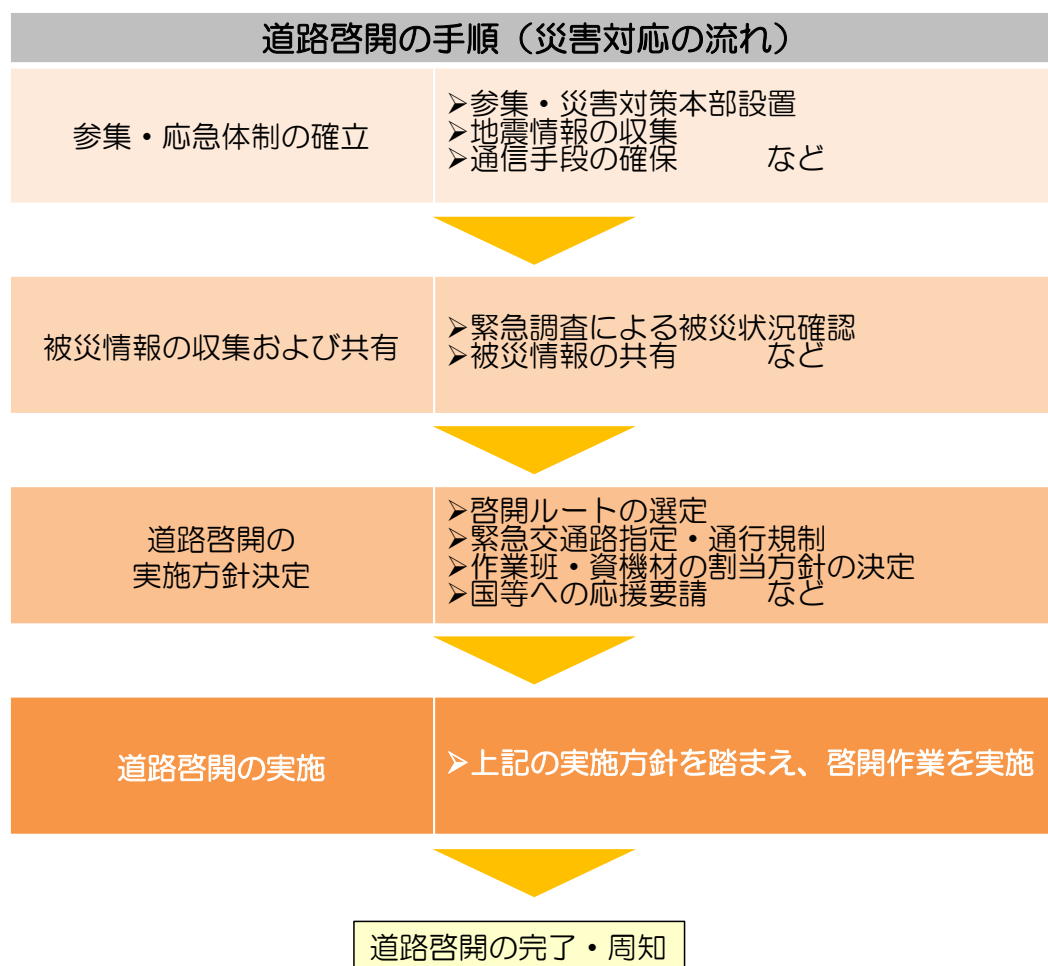


図 4-1 道路啓開の手順（災害対応の流れ）

#### 4. 2. タイムラインの設定

各機関の実施事項を時系列に示した道路啓開タイムラインを設定します。

【タイムラインの対象とする関係機関】	
■	県災害対策本部（防災局(防災危機管理課)、公安委員会(県警本部)）
■	県土整備部災害対策本部（道路管理課）
■	その他部局災害対策本部（その他関係部局）
■	地方連絡本部（各建設事務所・支所、県民センター）
■	関東地方整備局
■	NEXCO 中日本
■	市町村道路管理者
■	自衛隊
■	各警察署
■	消防機関
■	電気事業者、通信事業者
■	山梨県建設業協会、山梨県建設業協会地区協会

発 災		想定される災害対応の活動	
発災後3日（72時間）を目途	参集・応急体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶参集・災害対策本部設置</li> <li>▶地震情報の収集</li> <li>▶通信手段の確保 等</li> </ul>	
	被災情報の収集および共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶緊急調査による被災状況確認</li> <li>▶被災情報の共有 等</li> </ul>	
	道路啓開の実施方針決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶啓開ルートの選定</li> <li>▶緊急交通路指定・通行規制</li> <li>▶作業班・資機材の割当方法の決定</li> <li>▶国等への応援要請 等</li> </ul>	
	道路啓開の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶道路啓開の手続き</li> <li>▶住民、道路利用者への周知(通行可能区間、道路啓開状況)</li> <li>▶啓開作業の実施</li> </ul>	<p>★STEP1：最優先啓開ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶第1次緊急輸送道路               <ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁所在地、地方中心都市等を連絡する道路。</li> <li>・隣接都県間を連絡する高速自動車国道、一般国道等の道路。</li> <li>・第1次緊急輸送道路の多重化・代替性を確保するための道路</li> </ul> </li> </ul> <p>★STEP2：優先啓開ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶県内の優先防災拠点までを結ぶルート</li> </ul> <p>★STEP3：啓開ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶県内各地の防災拠点まで結ぶルート</li> </ul>

なお、上記の目標は啓開ルート全体の道路啓開完了を目指すものであり、被災状況や病院の受け入れ体制、避難所の開設状況に応じて、災害対策本部にて啓開ルートの優先順位を決定し、新たな情報や状況の変化に応じて、適宜ルートの見直しを図ります。

図 4-2 道路啓開の手順（災害対応の流れ）

表 4-3 山梨県道路啓開計画 タイムライン

道路啓開手順	経過時間	道路啓開STEP	山梨県				国立交通省 市町村				NEXCO 中日本	自衛隊	各警察署	消防機関	電気事業者、通信事業者	山梨県建設業協会、山梨県建設協会の地区協会	
			県災害対策本部 (防災危機管理課)	公安委員会 (県営本部)	県土整備部 災害対策本部	県建設事務所・支所	その他 関係部局	関東 地方整備局	市町村道路 管理者								
(0) 平時の準備		STEP0	対象路線や防災拠点の優先順位の考え方、関係機関との連絡体制、人員・資機材、道路啓開拠点、訓練の実施 を事前に調整														
(1) 参集・応急体制の確立	<b>発災</b>	STEP1	<ul style="list-style-type: none"> <li>①参集・災害対策本部設置</li> <li>②地震情報の収集</li> <li>③通信手段の確保</li> </ul>														
(2) 被災情報の収集および共有		STEP2	<ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急調査による被災状況確認</li> <li>②被災情報の共有</li> </ul>														
(3) 道路啓開の実施方針決定		STEP3	<ul style="list-style-type: none"> <li>①啓開ルートの選定</li> <li>②緊急交通路指定・通行規制</li> <li>③作業班・資機材の割当方法の決定</li> <li>④国等への応援要請</li> </ul>														
(4) 道路啓開の手続き			<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害対策基本法第76条の6に基づく区間の指定</li> <li>②指定した道路区間の周知 (路線名及び起終点、区間等)</li> <li>③道路の通行可能区間の周知 (通行実績情報、迂回路情報、通行止め状況等)</li> <li>④道路啓開状況の周知 (通行可能となる見直し等)</li> </ul>														
道路啓開の実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>①啓開作業の実施、②燃料供給の要請、③国等からの応援人員の受入</li> <li>STEP1：最優先啓開ルート (第1次緊急輸送道路)</li> <li>STEP2：優先啓開ルート (県内の優先防災拠点までを結ぶルート)</li> <li>STEP3：啓開ルート (県内各地の防災拠点までを結ぶルート)</li> </ul>														
			3日 (72時間)														



## 5. 平時の準備

### 5. 1. 対象路線や防災拠点の優先順位の考え方

#### (1) 選定方針

道路啓開の基本方針に基づき、STEP ごとに対象となる路線や拠点を選定します。

#### <道路啓開の基本方針>

緊急輸送道路ネットワーク計画の考え方を踏まえ、STEP1(最優先啓開ルート)、STEP2(優先啓開ルート)、発災後72時間でSTEP3(啓開ルート)の道路啓開を目指します。ただし、緊急を要する道路についてはこれに限りません。

- STEP1：最優先啓開ルート・・・第1次緊急輸送道路
- STEP2：優先啓開ルート・・・県内の優先防災拠点までを結ぶルート
- STEP3：啓開ルート・・・県内の防災拠点までを結ぶルート  
→救急・救急活動や緊急物資輸送の観点から、発災後72時間(3日)を目標とした道路啓開を目指す

道路啓開において、早期に救援・救護ルートを確保するために、予め啓開する路線を定め、災害発生時に速やかに対象路線を啓開する準備を整えるため、緊急輸送道路を基本として、啓開ルートを設定する必要があります。

本計画では、道路啓開の基本方針に基づき、STEP ごとに対象となる路線や拠点を選定します。

また、必要に応じて、陸路だけでなく空路を活用したアクセスルートの確保にも努めます。

なお、上記の目標は啓開ルート全体の道路啓開完了を目指すものであり、被災状況や病院の受け入れ体制、避難所の開設状況に応じて、災害対策本部にて啓開ルートの優先順位を決定し、新たな情報や状況の変化に応じて、適宜ルートの見直しを図ります。

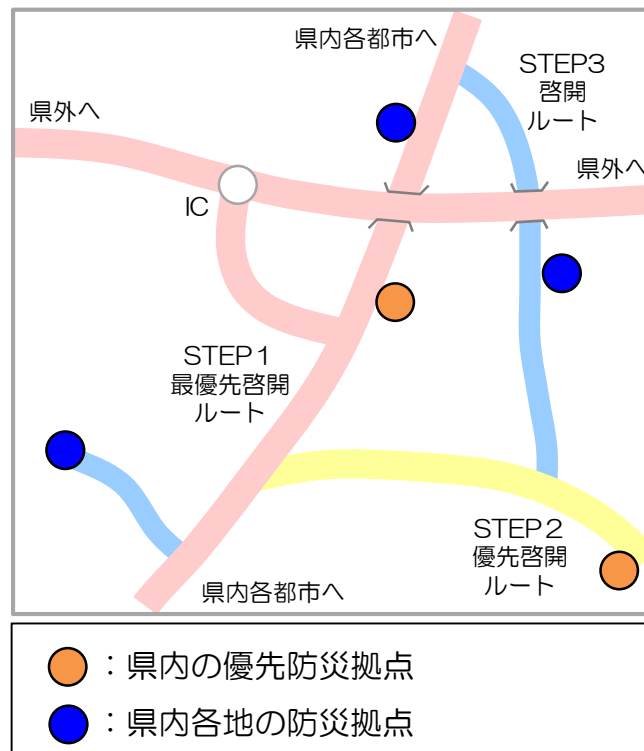


図 5-1 啓開STEPのイメージ(再掲)



## (2) 対象路線及び防災拠点の設定

『山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画』に位置づけられている緊急輸送道路指定路線及び防災拠点は以下のとおりです。

優先啓開ルートの設定にあたり、まず、災害時の救助活動や復旧活動を行う際に優先防災拠点となる施設を抽出します。

表 5-2 山梨県緊急輸送道路指定路線一覧表（計画延長含まず）

（第一次緊急輸送道路）

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
高速自動車国道	-	中央自動車道西宮線	県内全線	100.3
	-	中央自動車道富士吉田線	県内全線	44.6
	-	中部横断自動車道	県内全線	63.1
その他有料道路	-	東富士五湖道路	県内全線	13.8
一般国道 (指定区間)	20	国道20号	東京都塚～長野県塚 大月BP現道部(駒橋交差点(大月市)～大月インター入口交差点(大月市))除く	100.3
	52	国道52号	国道20号交点(甲斐市)～甲府南アルプス線交点(甲府市) 甲府南アルプス線(甲府市)～国道411号交点(甲府市) 上石田バイパス: 真川交番南交差点(甲府市)～真側橋西詰(甲府市)含む 静岡県境～国道52号(甲西道路)交点(富士川町)	54.0
	52	国道52号(甲西道路)	国道52号交点(富士川町)～国道20号交点(甲斐市)	18.2
	138	国道138号	県内全線	14.2
	139	国道139号	静岡県境～国道138号交点(富士吉田市) 国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市)～国道20号大月バイパス交点(大月市)	43.7
一般国道 (指定区間外)	137	国道137号	国道138号交点(富士吉田市)～国道20号交点(笛吹市)	25.8
	139	国道139号	国道138号交点(富士吉田市)～国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市) 国道137号交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市) 国道137号重用区間1.1km: 国道138号交点(富士吉田市)～国道139号金鳥居交差点(富士吉田市)	6.0
	140	国道140号	埼玉県境～国道52号交点(富士川町) 西関東連絡道路: 桜井ランプ(甲府市)～岩手ランプ(山梨市)含む 西下条ランプ(甲府市)～落合西IC(甲府市)[新山梨環状道路] 国道20号重用区間0.5km: 国道20号向町二交差点(甲府市)～国道20号上原交差点(甲府市)	56.9
	141	国道141号	県内全線	33.4
	358	国道358号	全線	28.0
	411	国道411号	東京都境～国道52号交点(甲府市) 国道140号交点(甲府市)～甲府市道池添梅ヶ坪線交点(甲府市)[城東バイパス]	64.1
	413	国道413号	県内全線 国道138号重用区間11.4km: 国道137号交点(富士吉田市)～国道138号旭日丘交差点(山中湖村)	32.8
主要地方道	6	甲府韮崎線	国道52号交点(甲府市)～甲府駅前(甲府市)	0.5
	12	韮崎南アルプス中央線	国道52号交点(南アルプス市)～甲府中央右左口線交点(中央市)[新山梨環状道路]	7.6
	29	甲府中央右左口線	韮崎南アルプス中央線交点(中央市)～国道358号交点(甲府市)[新山梨環状道路]	1.3
一般県道	717	山中湖忍野富士吉田線	国道139号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	1.1
市町村道	-	甲府市道 和戸町竜王線	甲府市道 朝気通り交点(甲府市)～池添梅ヶ坪線交点(甲府市)[城東バイパス]	0.2
	-	富士吉田市道 新倉南線	国道137号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	0.9
	-	富士吉田市道 中央通り線	富士吉田市道 新倉南線交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市)	0.8
計	21路線			711.6

表 5-3 山梨県緊急輸送道路指定路線一覧表（計画延長含まず）

（第二次緊急輸送道路）

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)	
一般国道 (指定区間)	20	国道20号	大月橋西詰(大月市)～大月インター入口交差点(大月市)	1.1	
	139	国道139号(都留BP)	都留市道天神通り線 交点(都留市)～四日市場上野原線交点(都留市)	6.1	
	一般国道 (指定区間外)	137	国道137号	国道139号交点(富士吉田市)～河口湖精進線交点(富士河口湖町)	7.3
		139	国道139号	小和田猿橋線交点(大月市)～東京都境	24.7
		140	国道140号	西関東連絡道路万力ランプ(山梨市)～西関東連絡道路岩手ランプ交点(山梨市)	4.4
		300	国道300号	全線(中之倉BP 現道部除く) 国道139号重用区間22.6km: 国道138号交点(富士吉田市)～国道139号本栖交差点(富士河口湖町)	25.2
	469	国道469号	富士川身延線交点(南部町)～国道52号交点(南部町)	0.5	
主要地方道	3	甲府市市川三郷線	国道20号交点(甲府市)～斐崎南アルプス中央線交点(中央市)[昭和バイパス]	22.1	
			甲府笛吹線交点(甲府市)～市川大門四丁目1801(市川三郷町)		
			国道140号交点～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号重用区間3.5km: 国道140号桃林橋南側交差点(中央市) ～国道140号大正交差点東側交差点(市川三郷町)		
	4	市川三郷富士川線	国道20号重用区間0.8km: 国道20号国母交差点(甲府市)～国道20号国母立体交差点(甲府市) 国道140号交点(市川三郷町)～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町) [黒沢BP]	4.4	
	5	甲府南アルプス線	市川三郷身延線交点(市川三郷町)～斐崎南アルプス富士川線交点(富士川町)	10.2	
	6	甲府斐崎線	甲府昇仙峡線交点(甲府市)～斐崎南アルプス富士川線交点(南アルプス市)	16.7	
	7	甲府昇仙峡線	国道140号交点(甲府市)～茅野北杜斐崎線交点(斐崎市)	8.2	
	9	市川三郷身延線	平瀬浄水場(甲府市)～甲府南アルプス線交点(甲府市) 甲府斐崎線重用区間1.9km: 甲府斐崎線交点(甲府市)～甲府斐崎線総合グランド入口交差点(甲府市)	22.9	
			全線 市川三郷富士川線重用区間4.4km: 市川大門四丁目1801(市川三郷町) ～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町) 国道300号重用区間6.6km: 国道300号交点(身延町) ～国道300号波高島トンネル西交差点(身延町)		
	10	富士川身延線	市川三郷身延線交点(身延町)～国道52号交点(南部町)(身延山ICアクセス含む) 国道469号重用区間0.5km: 国道52号交点(南部町)～国道469号交点(南部町)	19.4	
	11	北杜富士見線	国道141号交点(北杜市)～長野県境	24.5	
	12	斐崎南アルプス中央線	国道20号交点(斐崎市)～甲府中央左右口線交点(中央市) 楯形大橋東詰交点(南アルプス市)～国道52号交点(南アルプス市)	28.2	
	17	茅野北杜斐崎線	北杜富士見線交点(北杜市)～甲府斐崎線交点(斐崎市)	24.2	
	18	上野原丹波山線	全線 国道139号重用区間3.2km: 国道139号交点(小菅村)～大菩薩峠線交点(小菅村)	28.8	
	20	甲斐早川線	国道20号交点(甲斐市)～南アルプス市役所 芦安支所 斐崎南アルプス中央線重用区間0.3km: 斐崎南アルプス中央線芦安入口交差点(南アルプス市) ～斐崎南アルプス中央線源交差点(南アルプス市)	12.8	
	21	河口湖精進線	国道137号交点(富士河口湖町)～国道139号交点(富士河口湖町)	16.3	
	22	甲府笛吹線	全線	7.6	
	23	斐崎増富線	国道141号交点(斐崎市)～北杜市役所 明野総合支所(北杜市)	4.7	
	24	都留道志線	全線	15.7	
	25	甲斐中央線	国道20号交点(甲斐市)～甲府市市川三郷線交点(昭和町) [昭和バイパス] 中下条交点(甲斐市)～国道20号山県神社北交点(甲斐市)	6.4	
	26	富士川南アルプス線	国道140号交点(南アルプス市)～斐崎南アルプス中央線交点(南アルプス市)	3.0	
	27	斐崎昇仙峡線	国道141号交点(斐崎市)～斐崎IC(斐崎市)	1.4	
	28	北杜ハケ岳公園線	長沢小淵沢線交点(北杜市)～北杜富士見線交点(北杜市)	6.4	
	29	甲府中央左右口線	国道358号交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市)	11.6	
	30	大月上野原線	談合坂サービスエリア線交点～野田尻四方津停車場線交点	1.3	
	31	甲府山梨線	国道411号交点(甲府市)～甲府斐崎線交点(甲府市)	1.3	
	32	長坂高根線	全線	7.5	
	33	上野原あきる野線	国道20号交点(上野原市)～上野原丹波山線交点(上野原市)	5.7	
	34	白井甲州線	国道140号交点(甲府市)～国道411号交点(甲州市)	19.4	
			国道411号塩山バイパス西広門田橋南交点(甲州市)～西広門田交点(甲州市)		
			狐川橋東交点(笛吹市)～笛吹市道1-20号線交点(笛吹市)		
			塩山勝沼線交点(甲州市)～万力小屋敷線交点(甲州市)		
			国道139号交点(都留市)～上野原市道田野入線交点(上野原市)		
上野原市道田野入線交点(上野原市)～国道20号交点(上野原市)					
白井甲州線交点(笛吹市)～国道358号交点(甲府市)					
早川町本庁舎～国道52号交点(身延町)					
白井甲州線交点(甲州市)～国道411号交点(甲州市)					
市道塩山バイパス交点(甲州市)～国道140号交点(甲州市)					
35	四日市場上野原線	甲府南アルプス線交点(南アルプス市)～斐崎南アルプス富士川線交点(南アルプス市)	3.1		
36	都留インター線	全線	0.6		
37	須玉インター線	全線	0.1		
38	斐崎南アルプス富士川線	国道52号(甲西道路)交点(富士川町)～今諏訪北村線交点(南アルプス市)	11.5		
39	今諏訪北村線	中部自動車横断道交点(市川三郷町)～国道52号交点(身延町)	0.9		
40	六郷インター線	市川三郷身延線重用区間0.6km: 市川三郷身延線交点(市川三郷町)～市川三郷身延線映南橋東詰交点(市川三郷町)	0.9		
一般県道	104	天神平甲府線	甲府斐崎線交点(甲府市)～HANAZONOホスピタル(甲府市)	2.5	
	106	中下条甲府線	甲府斐崎線交点(甲斐市)～甲府斐崎線交点(甲府市)	4.5	
	113	甲府精進湖線	国道20号交点(甲府市)～甲府中央左右口線交点(甲府市) 国道358号重用区間2.8km: 国道358号考古博物館東交点(甲府市) ～国道358号甲府市右左口町(甲府市)	8.0	
	117	小瀬スポーツ公園線	全線	1.4	
	202	山梨市停車場線	山梨市駅東山梨線交点(山梨市)～国道411号交点(山梨市)	3.1	
	204	休息山梨線	国道411号交点(甲州市)～峡東 防災備蓄倉庫1(甲州市)	0.7	
	208	下神内川石和温泉停車場線	山梨市停車場線交点(山梨市)～一宮山梨線交点(笛吹市)	2.4	
	211	山梨笛吹線	国道411号交点(山梨市)～笛吹市道2-30号線交点(笛吹市)	2.5	
	216	万力小屋敷線	山梨市駅東山梨線交点(山梨市)～白井甲州線交点(甲州市) 西関東道路入口交点(山梨市)～山梨市駅前交点(山梨市)	3.8	

表 5-4 山梨県緊急輸送道路指定路線一覧表（計画延長含まず）

（第二次緊急輸送道路）

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)	
一般県道	219	柳平塩山線	国道140号交点(山梨市)～山梨市立牧丘病院(山梨市)	0.6	
	302	石和温泉停車場線	国道411号線交点(笛吹市)～国道20号交点(笛吹市)	1.1	
	308	鷺宿上曾根線	国道358号交点(笛吹市)～藤堂石和線交点(笛吹市)	3.4	
	313	藤堂石和線	鷺宿上曾根線交点(笛吹市)～白井甲州線交点(笛吹市) 甲府笛吹線交点(笛吹市)～笛吹SIC交点(笛吹市)	2.5	
	314	一宮山梨線	国道411号交点(笛吹市)～下神内川石和温泉停車場線交点(笛吹市)	1.8	
	405	割子切石線	中富IC～国道52号交点	0.7	
	413	平林青柳線	富士川町本庁舎～斐崎南アルプス富士川線交点(富士川町)	0.4	
	415	湯之奥上之平線	国道300号交点(身延町)～しもべ病院(身延町)	0.7	
	505	小和田猿橋線	国道139号交点(大月市)～大月市道猿橋東町線交点(大月市)	3.9	
	507	野田尻四方津停車場線	国道20号交点～大月上野原線交点	3.9	
	606	台ヶ原長坂線	国道20号交点(北杜市)～茅野北杜市斐崎線交点(北杜市)	5.3	
	608	長沢小淵沢線	国道141号交点(北杜市)～小荒間長坂停車場線交点(北杜市)	6.8	
	609	小荒間長坂停車場線	長坂高根線交点(北杜市)～長沢小淵沢線交点(北杜市)	3.1	
	611	日野春停車場線	横手日野春停車場線交点(北杜市)～国道141号交点(北杜市)	3.2	
	612	横手日野春停車場線	北杜市 武川総合支所(北杜市)～日野春停車場線交点(北杜市)	1.5	
	621	須玉中田線	国道141号交点(斐崎市)～塩川病院(北杜市)	1.4	
	707	富士河口湖富士線	国道137号交点(富士河口湖町)～富士北麓公園線交点(富士河口湖町) 国道139号重用区間1.4km重用: 国道139号交点(富士河口湖町) ～国道139号スバル立体交差点(富士河口湖町)	7.4	
	710	青木ヶ原船津線	国道137号交点(富士河口湖町)～河口湖精進線交点(富士河口湖町) 河口湖精進湖線重用区間1.7km: 河口湖精進湖線交点(富士河口湖町) ～富士河口湖町西湖三差路(富士河口湖町)	6.9	
	714	鳴沢富士河口湖線	国道139号交点(鳴沢村)～町道 小立勝山線交点(富士河口湖町) 勝山バイパス: 富士河口湖富士線交点～鳴沢富士河口湖線交点	5.2	
	716	富士北麓公園線	富士河口湖富士線交点(富士河口湖町)～富士北麓公園(富士吉田市)	0.5	
	717	山中湖忍野富士吉田線	国道138号交点(山中湖村)～忍野村本庁舎(忍野村)	4.4	
	718	富士吉田西桂線	富士吉田西桂スマートIC～市道 小明見上暮地線交点	0.2	
	719	富士河口湖芦川線	河口湖精進線交点(富士河口湖町)～笛吹市川三郷線交点(笛吹市)	5.8	
	803	内船停車場線	全線 富士川身延線重用区間0.7km: 富士川身延線内船駅前(南部町) ～富士川身延線南部橋東三差路(南部町)	1.5	
	809	釜の口塩沢線	国道52号交点(南部町)～峽南・身延管理課 防災備蓄倉庫(南部町)	1.4	
	市町村道	-	甲府市道 小瀬町1号線	小瀬スポーツ公園線交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市)	0.8
		-	甲府市道 小瀬2号線	甲府精進湖線交点(甲府市)～国道358号交点(甲府市)	0.8
		-	甲府市道 富士見中線	甲府山梨線交点(甲府市)～朝日荒川線交点(甲府市)	0.3
		-	甲府市道 朝日荒川線	富士見中線交点(甲府市)～三味道村上線交点(市界)	2.9
		-	富士吉田市道 小明見上暮地線	国道139号交点(富士吉田市)～富士吉田西桂線交点(富士吉田市)	0.3
		-	富士吉田市道 農場線	富士吉田忍野SIC交点(富士吉田市)～小倉山中サス線交点(富士吉田市)	0.3
-		富士吉田市道 小倉山中サス線	農場線交点(富士吉田市)～道の駅線交点(富士吉田市)	0.4	
-		富士吉田市道 道の駅線	全線(小倉山中サス線交点～国道138号交点)	0.3	
-		富士吉田市道 明見東通り線	国道138号交点(富士吉田市)～鐘山スポーツセンター前交差点(富士吉田市)	1.1	
-		都留市道 天神通り線	国道139号交点(都留市)～国道139号交点(都留PB)(都留市)	0.6	
-		山梨市道 山梨市役所前通り線	国道140号交点(山梨市)～山梨市駅東山梨線交点(山梨市)	0.5	
-		山梨市道 山梨市駅東山梨線	全線	2.5	
-		山梨市道 富士塚通り線(農道DC02)	国道140号交点(山梨市)～フルーツライン(農道DC01)交点(山梨市)	1.8	
-		山梨市道 フルーツライン(農道DC01)	富士塚通り線(農道DC02)交点(山梨市)～笛吹川フルーツ公園(山梨市)	0.8	
-		大月市道 公園通り線	国道20号交点(大月市)～桂川ウエルネスパーク園路交点(大月市)	1.0	
-		大月市道 猿橋東町線	国道20号交点(大月市)～県道小和田猿橋線交点(大月市)	0.2	
-		南アルプス市道 若草1級1号	斐崎南アルプス中央線交点(南アルプス市)～南アルプス市役所 若草支所(南アルプス市)	0.5	
-		南アルプス市道 櫛形7号線	甲府南アルプス線交点(南アルプス市)～南アルプス警察署南交差点(南アルプス市)	0.2	
-		南アルプス市道 十五所7号線	南アルプス警察署南交差点(南アルプス市)～南アルプス市消防本部	0.6	
-		甲斐市道 赤坂公園本線	国道20号交点(甲斐市)～赤坂台病院(甲斐市)	0.8	
-		甲斐市道 三味道村上線	朝日荒川線交点(市界)～開発1号線交点(甲斐市)	1.0	
-		甲斐市道 開発1号線	三味道村上線交点(市界)～滝坂希望ヶ丘線交点(甲斐市)	0.5	
-		甲斐市道 滝坂希望ヶ丘線	開発1号線交点(甲斐市)～登美団地大屋敷線交点(甲斐市)	0.4	
-		甲斐市道 登美団地大屋敷線	滝坂希望ヶ丘線交点(甲斐市)～大屋敷横町線交点(甲斐市)	0.9	
-		甲斐市道 大屋敷横町線	登美団地大屋敷線交点(甲斐市)～甲府斐崎線交点(甲斐市)	0.3	
-		甲斐市道 県道希望ヶ丘線	登美団地大屋敷線交点(甲斐市)～双葉SIC	0.3	
-		笛吹市道 4015線	甲府笛吹線交点(笛吹市)～笛吹SIC交点(笛吹市)	0.2	
-		笛吹市道 2-30号線	山梨管吹線交点(笛吹市)～国道137号交点(笛吹市)	0.3	
-		上野原市道 田野入線	四日市場上野原線交点(上野原市)～四日市場上野原線交点(上野原市)	1.9	
-		上野原市道 談合坂サービスエリア線	談合坂SIC交点(上野原市)～大月上野原線交点(上野原市)	1.2	
-		甲州市道 上於曾81号線	[塩山バイパス]西広門田交差点(甲州市)～仲沢ガード南交差点(甲州市)	2.0	
-		中央市道 2017号線	甲府市川三郷線交点(中央市)～中央市道1028号線交点(中央市)	0.9	
-		市川三郷町道 大木法師倉線	甲府市川三郷線交点(富士川町)～大木川鳥線交点(市川三郷町)	1.3	
-		市川三郷町道 大木川鳥線	大木法師倉線交点(市川三郷町)～山梨県警署ヘリ常駐地(市川三郷町)	0.5	
-		南部町道 本郷柳島線	釜の口塩沢線交点(南部町)～南部町道谷津猿橋線交点(南部町)	0.7	
-		富士川町道 青柳横通り線	斐崎南アルプス富士川線交点(富士川町)～国道52号交点(富士川町)	0.5	
-		昭和町道281号	甲斐中央線交点(昭和町)～丸市倉庫(株)GDC22	0.8	
-		忍野村道 58号北富士新線	山中湖村道 山中52号線交点(忍野村)～陸上自衛隊 北富士駐屯地(忍野村)	0.6	
-		山中湖村道 山中52号線	国道138号交点(山中湖村)～忍野村道 58号北富士新線交点(忍野村)	0.1	
-		富士河口湖町道 小立勝山線	鳴沢富士河口湖線交点(富士河口湖町)～小海交差点(富士河口湖町)	0.6	
-		富士河口湖町道 0191 富士ヶ嶺1号線	国道139号交点(富士河口湖町)～富士河口湖町 上九一色出張所(富士河口湖町)	3.3	
計		116路線			614.1

<優先防災拠点の考え方>

『山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画』に位置づけられている防災拠点の中から、『第1次緊急輸送道路で連絡すべき拠点』『山梨県防災拠点整備基本構想に掲げられている防災拠点』『ヘリポート（常駐地）』『基幹災害拠点病院、基幹災害支援病院、地域災害拠点病院』『消防本部・消防署』の計55拠点を「優先防災拠点」として選定します。

なお、上記の目標は啓開ルート全体の道路啓開完了を目指すものであり、被災状況や病院の受け入れ体制、避難所の開設状況に応じて、災害対策本部にて啓開ルートの優先順位を決定し、新たな情報や状況の変化に応じて、適宜ルートの見直しを図ります。

表 5-5 優先防災拠点

整理番号	施設	機能・役割	山梨県防災拠点整備基本構想	空路(離着陸場)	拠点番号	接続	
1	県庁	県庁所在地、地方中心都市等	○	○	1	第一次※	
2	甲府市本庁舎				2	第一次※	
3	富士吉田市本庁舎				3	第一次	
4	北巨摩合同庁舎	物資備蓄	○		68 74 79	第一次※	
5	東山梨合同庁舎			○	69 75 80	第二次	
6	西八代合同庁舎			○	70	第二次	
7	富士吉田合同庁舎			○	73 82	第一次	
8	南巨摩合同庁舎			○	76 81	第二次	
9	南都留合同庁舎			○	77	第二次	
10	山梨県警ヘリ常駐地(山梨県警察航空隊)		ヘリポート(常駐地)		○	110	第二次
11	消防防災航空基地	○		○	111	第一次	
12	小瀬スポーツ公園	救助要員集結・派遣機能	○	○	112	第二次※	
13	富士北麓公園		○	○	113	第二次	
14	楯形総合公園		○	○	114	第二次	
15	富士川クラフトパーク		○	○	115	第二次	
16	緑が丘スポーツ公園		○	○	117	第二次※	
17	笛吹川フルーツ公園		○	○	118	第二次※	
18	菅根丘陵公園		○	○	119	第一次※	
19	桂川ウェルネスパーク		○		120	第二次	
20	韭崎中央公園		○	○	121	第二次※	
21	道の駅富士川		○		122	第一次※	
22	防災安全センター／消防学校		訓練・普及、救助要員集結・派遣機能	○	○	116	第二次
23	アイメッセ山梨	輸送中継	○		123	第一次	
24	基幹災害拠点病院 県立中央病院	医療			160	第二次	
25	基幹災害支援病院 山梨赤十字病院				212	第一次	
26	山梨大学医学部附属病院			○	163	第一次	
27	市立甲府病院			○	164	第一次	
28	山梨厚生病院				185	第二次	
29	笛吹中央病院				187	第一次	
30	富士川病院				197	第一次	
31	白根徳洲会病院				205	第二次	
32	韮崎市立病院				206	第二次※	
33	富士吉田市立病院			○	211	第一次	
34	大月市立中央病院				213	第二次	
35	都留市立病院				214	第二次	
36	甲府地区広域行政事務組合消防本部		救急			240	第一次※
37	都留市消防本部					241	第一次
38	富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部					242	第二次※
39	大月市消防本部				243	第二次	
40	峡北広域行政事務組合消防本部				244	第一次	
41	笛吹市消防本部				245	第二次※	
42	峡南広域行政組合消防本部				246	第二次	
43	東山梨行政事務組合東山梨消防本部			○	247	第二次※	
44	上野原市消防本部				248	第一次	
45	南アルプス市消防本部				249	第二次※	
46	甲府中央消防署				250	第二次	
47	河口湖消防署				251	第二次	
48	中部消防署				252	第一次※	
49	北杜消防署				253	第二次※	
50	甲府西消防署				254	第二次※	
51	八田消防署				255	第二次※	
52	山梨消防署				256	第二次	
53	大月消防署丹波山出張所				257	第二次	
54	大月消防署小菅出張所				258	第二次	
55	中部消防署南分署			259	第一次※		

 ：第1次緊急輸送道路で連絡すべき拠点
  ：優先防災拠点
 ※緊急輸送道路に直接面している  
 注) 空路(離着陸場)は、山梨県地域防災計画に記載されている「場外離着陸場」及び「緊急離着陸場」

表 5-6 防災拠点一覽表

防災拠点	拠点番号	施設名称	住所	備考	接続
地方公共団体	防災拠点	山梨県庁	甲府市丸の内1-6-1		第一次※
		甲府市本庁舎	甲府市丸の内1-18-1	第1次緊急輸送道路で連絡すべき拠点、優先防災拠点	第一次※
		富士吉田市本庁舎	富士吉田市下吉田6-1-1	第1次緊急輸送道路で連絡すべき拠点、優先防災拠点	第一次※
		都留市本庁舎	都留市上谷1-1-1	第1次緊急輸送道路で連絡すべき拠点	第一次※
		山梨市本庁舎	山梨市小原西843		第二次※
		大月市本庁舎	大月市大月2-6-20		第一次
		韮崎市本庁舎	韮崎市水神1-3-1		第二次
		南アルプス市本庁舎	南アルプス市本庁舎376		第二次
		北杜市本庁舎	北杜市須玉町小笠原376		第二次※
		甲斐市本庁舎	甲斐市篠原2610		第二次
		笛吹市本庁舎	笛吹市石和町市部777		第二次
		上野原市本庁舎	上野原市上野原3832		第二次
		甲州市本庁舎	甲州市埴山上於魯1085-1		第二次
		中央市本庁舎	中央市臼井町原301-1		第二次
		市川三郷町本庁舎	市川三郷町市川大門1790-3		第二次
		早川町本庁舎	早川町高住758		第二次※
		身延町本庁舎	身延町切石350		第一次
		南都町本庁舎	南都町福土28505-2		第一次
		富士川町本庁舎	富士川町天神中條1134		第二次※
		昭和町本庁舎	昭和町柳越542-2		第二次
		道志村本庁舎	道志村6181-1		第一次※
		西桂町本庁舎	西桂町小沼1501-1		第一次
		忍野村本庁舎	忍野村忍草1514		第二次※
		山中湖村本庁舎	山中湖村山中237-1		第一次
		鳴沢村本庁舎	鳴沢村1575		第一次※
		富士河口湖町本庁舎	富士河口湖町船津1700		第二次※
		小菅村本庁舎	小菅村4698		第二次
		丹波山村本庁舎	丹波山村2450		第一次※
		甲府市役所 中道支所	甲府市下菅根町1070-3		第一次※
		山梨市役所 牧丘支所	山梨市牧丘町蓮平350		第二次
		山梨市役所 三富支所	山梨市三富川浦262		第一次※
		南アルプス市役所 芦安支所	南アルプス市芦安芦倉518		第二次
		南アルプス市役所 中西支所	南アルプス市臨沢1212		第二次
		南アルプス市役所 若草支所	南アルプス市寺部725-1		第二次※
		南アルプス市役所 白根支所	南アルプス市飯野2806		第二次
		南アルプス市役所 八田支所	南アルプス市野塚原800		第二次
		北杜市役所 高根総合支所	北杜市高根町村山北割3261		第二次※
		北杜市役所 小淵沢総合支所	北杜市小淵沢町7711		第二次
		北杜市役所 大泉総合支所	北杜市大泉町西井出3164-1		第二次
		北杜市役所 武川総合支所	北杜市武川町山高1457-3		第二次※
		北杜市役所 明野総合支所	北杜市明野町上手5219-1		第二次※
		北杜市役所 須玉総合支所	北杜市須玉町若神子2165		第一次
		北杜市役所 長坂総合支所	北杜市長坂町長坂上条2575-19		第二次※
		甲斐市役所 白州総合支所	北杜市白州町白須312		第二次※
		甲斐市役所 敷島庁舎	甲斐市島上条2254-1		第二次
		甲斐市役所 双葉庁舎	甲斐市下合井171		第二次※
		笛吹市役所 芦川支所	笛吹市芦川町中芦川1585		第二次※
		笛吹市役所 一宮支所	笛吹市一宮町末木807-6		第一次
		笛吹市役所 埴川支所	笛吹市埴川町藤袋2588		第二次
		笛吹市役所 御坂支所	笛吹市御坂町夏目原744		第二次
		笛吹市役所 春日居支所	笛吹市春日居町寺本136		第二次
		笛吹市役所 八代支所	笛吹市八代町南917		第二次
		上野原市役所 秋山支所	上野原市秋山7131		第二次※
		甲州市役所 勝沼支所	甲州市勝沼町勝沼756-1		第二次
		甲州市役所 大和支所	甲州市大和町初鹿野1693-1		第一次

：第1次緊急輸送道路で連絡すべき拠点      ：優先防災拠点      ※緊急輸送道路に直接面している

表 5-7 防災拠点一覧表

防災拠点	施設名称	住所	備考	接続	
地方公共団体	市町村庁舎・支所	56 中央市成島2266		第二次	
		57 中央市役所 豊富支所	中央市大馬場3866	第二次※	
		58 市川三郷町役場 六郷支所	市川三郷町岩間495	第二次※	
		59 市川三郷町役場 三珠支所	市川三郷町上野2714-2	第二次	
		60 身延町役場 身延支所	身延町梅平2483-36	第二次	
		61 身延町役場 下部支所	身延町常葉1083	第二次	
		62 南都町 南部分庁舎	南都町内輪4473-1	第二次※	
		63 甲府市役所 上九一色出張所	甲府市古閑町1158	第二次※	
		64 富士河口湖町 上九一色出張所	富士河口湖町富士ヶ嶺1219-1	第二次※	
		65 富士河口湖町 勝山出張所	富士河口湖町勝山4029-5	第二次	
		66 富士河口湖町 足和田出張所	富士河口湖町盛浜2410	第二次	
建設事務所	中北建設事務所	67 甲府市真川2-1-8		第一次※	
	中北建設事務所	68 甲府市本町4-2-4	優先防災拠点、北巨摩合同庁舎	第一次※	
	中北建設事務所	69 甲府市塙山上塩後1239-1	優先防災拠点、東山梨合同庁舎	第一次※	
	峡南建設事務所	70 市川三郷町高田111-1	優先防災拠点、西八代合同庁舎	第二次	
	峡南建設事務所	71 身延町梅平2483-30		第二次	
	富士・東部建設事務所	72 大月市大月町花咲1608-3		第二次	
	富士・東部建設事務所	73 富士吉田市上吉田1-2-5	優先防災拠点、富士吉田合同庁舎	第一次	
	地域県民センター	74 中北地域県民センター	富士吉田市本町4-2-4	優先防災拠点、北巨摩合同庁舎	第一次※
	地域県民センター	75 峡東地域県民センター	甲府市塙山上塩後1239-1	優先防災拠点、東山梨合同庁舎	第二次
	地域県民センター	76 峡南地域県民センター	富士川町敷沢771-2	優先防災拠点、南巨摩合同庁舎	第二次
	地域県民センター	77 富士・東部地域県民センター	都留市田原2-13-43	優先防災拠点、南都摩合同庁舎	第二次
保健事務所	甲府市保健所	78 甲府市相生2-17-1		第一次	
	中北保健福祉事務所	79 中北保健福祉事務所 峡北支所	富士吉田市本町4-2-4	第一次※	
	中北保健福祉事務所	80 中北保健福祉事務所	山梨市下井尻126-1	第二次	
	峡南保健福祉事務所	81 峡南保健福祉事務所	富士川町敷沢771-2	第二次	
	富士・東部保健福祉事務所	82 富士吉田市上吉田1-2-5	優先防災拠点、富士吉田合同庁舎	第二次	
	国立交通省	83 国土交通省甲府河国国道事務所	甲府市緑が丘1-10-1	第二次	
	日本郵便(株)	84 甲府中央郵便局	甲府市本町6-10	第一次	
	高速道路(株)	85 中日本高速道路株甲府保安・サービスセンター	昭和町西条2858	第一次※	
	高速道路(株)	86 中日本高速道路株大月保安・サービスセンター	大月市大月町花咲223	第一次※	
	ライフライン管理者	87 NIT東日本山梨支店	甲府市朝雲3-21-15	第二次※	
	ライフライン管理者	88 NITドコモ山梨支店	甲府市丸の内2-31-3	第二次※	
ライフライン(浄水場)	東京電力パワーグリッド山梨支社	89 甲府市丸の内1-10-7		第二次	
	東京ガス山梨株	90 東京ガス山梨株	甲府市北口3-1-12	第二次	
	(一社)山梨県LPガス協会	91 吉田ガス株	富士吉田市下吉田6-5-1	第二次	
	平瀬浄水場	92 平瀬浄水場	甲府市幸1-21-20	第二次※	
	昭和浄水場	93 昭和浄水場	甲府市平瀬町437-3	第二次※	
	上野原浄水場	94 上野原浄水場	昭和町西条1413	第二次	
	瀧下浄水場	95 瀧下浄水場	上野原市上野原3405	第一次	
	田野倉浄水場	96 田野倉浄水場	都留市田原4-6	第二次	
	駒場浄水場	97 駒場浄水場	都留市田野倉125	第二次	
	丸山配水池	98 丸山配水池	南アルプス市有野2525	第二次※	
	鎌山配水池	99 鎌山配水池	富士河口湖町船津	第一次	
鉄道関係管理者	東日本旅客鉄道株甲府地区センター	100 東日本旅客鉄道株甲府地区センター	富士吉田市忍野村忍草田久保3188外	第一次※	
	山梨交通株	101 山梨交通株	甲府市丸の内1-1-8	第二次※	
	富士急行株	102 富士急行株	甲府市飯田3-2-34	第二次※	
	日本放送協会甲府放送局	103 日本放送協会甲府放送局	富士吉田市新西原5-2-1	第二次	
	山梨放送局	104 山梨放送局	甲府市丸の内1-1-20	第二次	
	山梨放送局	105 山梨放送局	甲府市北口2-6-10	第二次	
	山梨放送局	106 山梨放送局	甲府市湯田2-13-1	第二次	
	山梨放送局	107 山梨放送局	甲府市川田町アリア105	第一次	
	山梨放送局	108 山梨放送局	甲府市池田1-6-1	第二次	
	山梨放送局	109 山梨放送局	忍野村忍草3093	第二次	
	山梨放送局	110 山梨放送局	市川三郷町黒沢5375	第二次※	
自衛隊	自衛隊	111 山梨県防災ヘリ常駐地	甲斐市宇津谷445-1	第一次	
	自衛隊				
救護物資等の備蓄拠点又は集積拠点	救護物資等の備蓄拠点又は集積拠点		優先防災拠点、消防防災航空基地	第二次	
	救護物資等の備蓄拠点又は集積拠点		優先防災拠点、消防防災航空基地	第二次	

※緊急輸送道路に直接面している

：優先防災拠点

：第1次緊急輸送道路で連絡すべき拠点

表 5-8 防災拠点一覽表

防災拠点	拠点番号	施設名称	住所	備考	接続
救護物資等の備蓄拠点又は集積拠点	112	小瀬スポーツ公園	甲府市小瀬町840	優先防災拠点、南海トラフ地震緊急輸送ルート上の目的地	第二次※
	113	富士北麓公園	富士吉田市上吉田立石5000	優先防災拠点	第二次
	114	楯形総合公園	南アルプス市桃園1600	優先防災拠点	第二次
	115	富士川クラフトパーク	身延町下山1597	優先防災拠点	第二次
	116	山梨県立防災安全センター	中央市今福991	優先防災拠点	第二次
	117	緑が丘スポーツ公園	甲府市緑が丘2-8-2	優先防災拠点	第二次※
	118	笹吹川フルーツ公園	山梨市江曾原1488	優先防災拠点	第二次※
	119	菅根丘陵公園	甲府市下向山1271	優先防災拠点	第二次※
	120	桂川ウェルネスパーク	大月市富流町鳥沢8438	優先防災拠点	第二次
	121	韭崎中央公園	韭崎市藤井町北下條2531	優先防災拠点	第二次
	122	道の駅富士川	富士川町青柳町1655-3	優先防災拠点、防災道の駅	第一次※
	123	アイメッセ山梨	甲府市大津町2192-8	優先防災拠点	第二次
	124	山梨中央ロジパーク	中央市成島570-7	優先防災拠点	第二次
	125	(一社)山梨県薬剤師会	甲府市富士見1-2-4		第二次
	126	山梨県医薬品協同組合	中央市山之神流通団地3-7-3		第二次
	127	山梨県医療機器販売業協会	中央市山之神流通団地2		第二次
	128	山梨県医療機器販売業協会	中央市山之神流通団地北5		第二次
129	日本産業医療力ス協会山梨県支部	南アルプス市下今諏訪423		第二次	
復旧資材等の備蓄拠点又は集積拠点	130	甲府駅	甲府市		第一次※
	131	富士山駅	富士吉田市		第二次※
	132	身延駅	身延町		第二次※
	133	中北防災備蓄倉庫1	中央市一町畑		第二次
	134	中北防災備蓄倉庫2	南アルプス市野牛島		第二次
	135	中北・峡北支所 防災備蓄倉庫	南アルプス市野牛島 164-1		第一次
	136	峡東 防災備蓄倉庫1	甲州市藤沼町山字北河原68-1外		第二次
	137	峡東 防災備蓄倉庫2	笹吹市八代町米倉字大佛塚466-1		第二次
	138	峡南 防災備蓄倉庫	市川三郷町高田2803		第二次※
	139	峡南・身延支所 防災備蓄倉庫	南都賀郡南都賀町字大崎1809		第二次※
	140	富士真部 防災備蓄倉庫1	都留市与和字高柳763		第二次※
	141	富士真部 防災備蓄倉庫2	上野原市鶴島字駒門		第二次※
	142	富士真部 吉田支所 防災備蓄倉庫	富士河口湖町河口1808-1		第二次※
	143	有限会社宮田倉庫1号倉庫	甲府市徳行4丁目11番地1	災害発生時等の物資の保管等に関する協定書（倉庫協会）	第二次※
	144	有限会社宮田倉庫南アルプス物流センター	南アルプス市野牛島2578-1		第一次
	145	日本通運（株）山梨支店山梨ターミナル	昭和町築地新居847-1		第二次
	146	丸市倉庫（株）GDC22	昭和町築地新居2000-5		第二次
147	丸市倉庫（株）20号物流センター	北本市藤川町三吹1503-1		第二次	
148	甲府倉庫（株）	甲府市青葉町16-4		第二次	
149	新与（株）甲信支店甲府物流センター	南アルプス市大師877-1		第二次	
150	山梨通運（株）境川倉庫	笛吹市境川町木原1300-1		第二次	
151	県南運輸（株）本郷倉庫	南都賀郡本郷10006		第二次	
152	小林倉庫有限公司	富士川町青柳町1198		第二次	
153	富岳通運（株）上野原営業所	上野原市上野原964		第二次	
154	富岳通運（株）都留支店	都留市小形山2-2		第二次	
155	富岳通運（株）富士吉田倉庫	忍野村志草2569-20		第二次	
156	都留貨物自動車（株）本社	富士吉田市下吉田6-2-1		第一次	
157	都留貨物自動車（株）上巻地物流センター	富士吉田市上巻地1-18-27		第一次	
158	山梨中央ロジパーク	中央市成島570-7	災害発生時等の物資の保管等に関する協定（富岳通運・都留貨物自動車）	第二次	
159	ENEOS株式会社 甲府油槽所	甲斐市竜王新町506-1	災害時における施設使用等に関する協定（富岳通運）	第二次	
油槽所	160	甲府病院	甲府市天神町11-35	南海トラフ地震緊急輸送ルート上の目的地	第一次
	161	山梨県立中央病院	甲府市富士見1-1-1		第二次
	162	山梨県立あけぼの医療福祉センター	重崎市旭町上條南割3251-1	優先防災拠点、基幹災害拠点病院	第二次
	163	山梨県立北病院	重崎市旭町上條南割3314-13		第二次
	164	山梨県立北病院	中央市下河東1110	優先防災拠点、地域災害拠点病院	第一次
	165	山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110	優先防災拠点、地域災害拠点病院	第一次
	166	市立甲府病院	甲府市陣坪町366	優先防災拠点、地域災害拠点病院	第一次

： 第1次緊急輸送道路で連絡すべき拠点  
 ： 優先防災拠点  
 ※緊急輸送道路に直接面している

表 5-9 防災拠点一覧表

防災拠点	施設名称	住所	備考	接続
災害医療拠点	165 山梨病院	甲府市朝日3-11-16		第二次
	166 山角病院	甲府市美咲1-6-10		第二次
	167 武川病院	昭和町館崎1277		第二次
	168 真川整形外科病院	甲府市新田町10-26		第二次
	169 湯村温泉病院	甲府市湯村3-3-4		第二次
	170 甲府城南病院	甲府市上町753-1		第二次
	171 赤坂台病院	甲斐市善王新町2150		第二次
	172 竜王リハビリテーション病院	甲斐市才287		第二次
	173 城東病院	甲府市城東4-13-15		第二次
	174 甲府脳神経外科病院	甲府市酒折1-16-18		第二次
	175 甲府共立病院	甲府市室1-9-1		第二次
	176 住吉病院	甲府市住吉4-10-32		第二次
	177 HAMAZONOホスピタル	甲府市和田町2968		第二次
	178 三枝病院	甲斐市善王新町1440		第二次
	179 恵信甲府病院	甲府市上阿原町338-1		第二次
	180 恵信梨北リハビリテーション病院	甲斐市若森1111		第二次
	181 山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町篠平302-2		第二次
	182 甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼950		第二次
	183 加納岩崎総合病院	山梨市上神内川1309		第二次
	184 日下部記念病院	山梨市上神内川1363		第二次
	185 山梨厚生病院	山梨市落合860	優先防災拠点、地域災害拠点病院	第二次
	186 塩山市長病院	甲州市塩山西大門433-1		第二次
	187 笹吹中央病院	笹吹市石和町四日市場47-1	優先防災拠点、地域災害拠点病院	第二次
188 石和温泉病院	笹吹市石和町八田330-5		第二次	
189 甲州リハビリテーション病院	笹吹市石和町四日市場2031-25		第二次	
190 一宮温泉病院	笹吹市一宮町坪井1745		第二次	
191 石和共立病院	笹吹市石和町広瀬623		第二次	
192 山梨リハビリテーション病院	笹吹市善王居町小松855		第二次	
193 春日居サイバーナイズ・リハビリ病院	笹吹市春日居町国府436		第二次	
194 富士温泉病院	笹吹市春日居町小松1177		第二次	
195 飯富病院	身延町飯富1628		第二次	
196 市川三郷病院	市川三郷町市川大門428-1		第二次	
197 富士川病院	富士川町飯沢340-1	優先防災拠点、地域災害拠点病院	第二次	
198 しもべ病院	身延町下部1063		第二次	
199 峡南病院	富士川町飯沢1806		第二次	
200 身延山病院	身延町梅平2483-167		第二次	
201 峡西病院	南アルプス市下宮地421		第二次	
202 宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750		第二次	
203 巨摩共立病院	南アルプス市桃園340		第二次	
204 高原病院	南アルプス市菊沢255		第二次	
205 白根徳洲会病院	南アルプス市西野2294-2	優先防災拠点、地域災害拠点病院	第二次	
206 重嶺市立病院	重嶺市本町3-5-3	優先防災拠点、地域災害拠点病院	第二次	
207 北社市立甲陽病院	北社市長坂町大八田3954		第二次	
208 北社市立塩川病院	北社市須玉町藤田773		第二次	
209 重嶺ヶ丘病院	重嶺市稲坂町富久保1216		第二次	
210 重嶺相互病院	重嶺市一ツ谷1865-1		第二次	
211 富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田東7-11-1	優先防災拠点、地域災害拠点病院	第二次	
212 山梨赤十字病院	富士河口湖町船津6663-1	優先防災拠点、基幹災害支援病院	第二次	
213 大月市立中央病院	大月市大月町花津1225	優先防災拠点、地域災害拠点病院	第二次	
214 都留市立病院	都留市つるぎ5-1-55	優先防災拠点、地域災害拠点病院	第二次	
215 上野原市立病院	上野原市上野原3504-3		第二次	
216 回生堂病院	都留市四日市場270		第二次	
217 三生金病院	上野原市上野原1185		第二次	
218 ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院	都留市四日市場188		第二次	
219 今井整形外科医院	甲府市上阿原町1151		第二次	
220 筋本整形外科医院	甲府市北口3-1-1		第二次	
221 木田整形外科医院	昭和町清水新居498		第二次	
222 青沼整形外科	南アルプス市小笠原1611-1		第二次	
223 真柱メディカルクリニック	都留市十日市場958-1		第二次	
救急医療機関				

：第1次緊急輸送道路で連絡すべき拠点      ：優先防災拠点      ※緊急輸送道路に直接面している



表 5-10 防災拠点一覧表

防災拠点	拠点番号	施設名称	住所	備考	接続
警察	224	山梨県警察本部	甲府市丸の内1丁目6-1		第一次※
	225	甲府警察署	甲府市中央1-10-1		第一次※
	226	南甲府警察署	甲府市中小河原町404-1		第二次※
	227	南アルプス警察署	南アルプス市十五所759-2		第二次※
	228	甲斐警察署	甲斐市志田670		第二次※
	229	北杜警察署	北杜市東城町屋坂上条2575-79		第二次※
	230	諏訪警察署	富士川町豊勝寺1306		第二次
	231	諏訪警察署市川分庁舎	市川三郷町市川大門580-3		第二次
	232	南部警察署	南部町南郡9335-1		第一次※
	233	笹吹警察署	笹吹市石和町市部555		第二次※
	234	日下部警察署	山梨市北26		第二次※
	235	日下部警察署塩山分庁舎	甲州市塩山熊野105		第二次※
	236	富士吉田警察署	富士吉田市旭1-5-1		第一次
	237	大月警察署	大月市大月町真本197-3		第一次※
	238	大月警察署都留分庁舎	都留市下谷三丁目2-18		第一次※
	239	上野原警察署	上野原市上野原3819		第一次※
	240	甲府地区広域行政事務組合消防本部	甲府市伊勢3-8-23	優先防災拠点	第一次※
	241	都留市消防本部	都留市上谷2-2-9	優先防災拠点	第一次
	242	富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部	富士吉田市松山6-10-13	優先防災拠点	第二次※
	243	大月市消防本部	大月市大月町花咲1608-19	優先防災拠点	第二次
	244	峡北広域行政事務組合消防本部	韮崎市本町4-8-36	優先防災拠点	第二次※
	245	笹吹市消防本部	笹吹市石和町下平井204	優先防災拠点	第二次※
	246	峡南広域行政事務組合消防本部	市川三郷町下大鳥居27	優先防災拠点	第二次
	247	真山梨行政事務組合真山梨消防本部	甲州市塩山西大門385	優先防災拠点	第二次※
	248	上野原市消防本部	上野原市松留514-8	優先防災拠点	第一次
	249	南アルプス市消防本部	南アルプス市十五所1014	優先防災拠点	第二次※
	250	甲府中央消防署	甲府市丸の内1-1-19	優先防災拠点	第二次
	251	河口湖消防署	富士河口湖町船瀬1745	優先防災拠点	第二次※
	252	中部消防署	身延町下山231-52	優先防災拠点	第二次※
	253	北杜消防署	北杜市長坂町大八田6811-18	優先防災拠点	第二次※
	254	甲府西消防署	甲斐市竜王3314-1	優先防災拠点	第二次※
	255	八田消防署	南アルプス市六科1107-60	優先防災拠点	第二次※
	256	山梨消防署	山梨市小原西100-1	優先防災拠点	第二次
257	大月消防署丹波山出張所	丹波山村871-1	優先防災拠点	第二次	
258	大月消防署小菅出張所	小菅村小菅3384	優先防災拠点	第二次	
259	中部消防署南分署	南部町榎根2890-1	優先防災拠点	第一次※	
260	道の駅つる	都留市大原88		第一次	
261	道の駅どうし	連志村下山9745		第一次	
262	道の駅こすげ	小菅村3445番地		第二次	
263	道の駅 花かげの郷まきおか	山梨市牧丘町窪伏2120		第一次※	
264	道の駅 富士吉田	富士吉田市新屋3-7-3		第二次※	
265	道の駅 南きよさと	北杜市高瀬町高瀬760		第一次※	
266	道の駅 とみざわ	南部町富士28507-1		第一次※	
267	道の駅 みとみ	山梨市三富川浦1822-1		第一次※	
268	道の駅 はくしゅう	北杜市白州町白須1308		第一次※	
269	道の駅 こがちざわ	北杜市小淵沢町2988-1		第二次※	
270	道の駅 にらざき	韮崎市甲田町中條1795		第一次※	
271	道の駅 しもべ	身延町吉岡4321		第二次※	
272	道の駅 なるさわ	鳴沢村鳴沢8532-63		第一次	
273	道の駅 とよみ	中井市湯利1010-1		第一次※	
274	道の駅 かつやま	富士河口湖町勝山3758-1		第二次※	
275	道の駅 甲斐大和	甲州市大和町初鹿野2248		第一次※	
276	道の駅 たばやま	丹波山村2901		第一次	
277	道の駅 しらね	南アルプス市在家塚595-1		第一次※	
278	道の駅 みつぶ	身延町下山1597		第二次	
279	道の駅 なんぶ	南部町中野3034-1		第一次※	
再掲		富士川町青柳町1655-3	優先防災拠点、防災道の駅	第一次※	

：第1次緊急輸送道路で連絡すべき拠点

：優先防災拠点

※緊急輸送道路に直接面している

表 5-11 防災拠点の種類と箇所数

施設の種類	対象施設	接続すべきネットワーク拠点		名称	箇所数	接続	
		第1次	第2次			第1次	第2次
地方公共団体	都道府県庁等の所在地	県庁舎	●	山梨県庁	1	1	0
	各部	道路管理者等事務所	○	中北建設事務所他6 中北地域県民センター他3	7	3	4
	災害医療拠点	保健事務所	○	中北保険福祉事務所他4	4	1	3
	地方生活圏中心都市の役場等の所在地	市町村庁舎	●	甲府市、富士吉田市	2	2	0
	市町村役場の所在地	市町村庁舎	○	11市、8町、6村	25	11	14
		市町村庁舎・支所	○	34箇所	34	6	28
		市町村庁舎・出張所	○	4箇所	4	1	3
	指定行政機関／ 指定地方行政機関	国土交通省	○	国土交通省甲府河川国道事務所	1	0	1
	指定公共機関／ 指定地方公共機関	日本郵便(株)	○	甲府中央郵便局	1	1	0
		高速道路(株)の所在地	○	甲府保全・サービスセンター、大月保全・サービスセンター	2	2	0
	電話、電気、ガス等ライフライン管理者の所在地	○	電話2、電気1、ガス3	6	2	4	
	ライフライン施設	○	浄水施設8箇所	8	4	4	
	鉄道関係管理者の所在地	○	東日本旅客鉄道(株)甲府地区センター 山梨交通(株)、富士急行(株)	3	0	3	
	放送局の所在地	○	NHK甲府放送局他3箇所	4	1	3	
自衛隊	その他の所在地(日赤関連)	○	日本赤十字社山梨県支部	1	0	1	
救援物資等の 備蓄拠点 又は集積拠点	自衛隊基地の庁舎の所在地	自衛隊基地	○	陸上自衛隊北富士駐屯地	1	0	1
	ヘリポート	ヘリポート(常駐地)	○	山梨県警ヘリ常駐地、山梨県防災ヘリ常駐地	2	1	1
	中心都市鉄道駅前広場	駅前広場	○	甲府駅、富士山駅、身延駅	3	1	2
	活動拠点	主要公園等	○	小瀬スポーツ公園他10	11	2	9
	物流拠点	備蓄倉庫	○	アイメッセ山梨、山梨中央ロジパーク	2	1	1
		医薬品供給機関	○	5箇所	5	0	5
	復旧資材等の備蓄拠点 又は集積拠点	防災備蓄倉庫	○	10箇所	10	1	9
	物資拠点	物流センター・倉庫	○	16箇所	16	6	9
	油槽所	油槽所	○	ENEOS株式会社甲府油槽所	1	1	0
	災害医療拠点	総合病院等	○	国立病院1、県立病院3、医療救援施設56、救急医療機関5	65	25	40
警察	警察署	○	警察本部1、警察署12、警察署分庁舎3箇所	16	9	7	
消防	消防本部、消防署	○	消防本部10、消防署10箇所	20	6	14	
道の駅	道の駅	○	21箇所	21	14	6	
			合計※	279	105	174	

●：必ずその区分に接続 ○：どちらかの区分に接続  
※重複を除く

### (3) 優先啓開ルートを選定

道路啓開の段階設定及び目標は、以下に示すとおりです（再掲）。

- STEP1：最優先啓開ルート・・・第1次緊急輸送道路
- STEP2：優先啓開ルート・・・県内の優先防災拠点までを結ぶルート
- STEP3：啓開ルート・・・県内の防災拠点までを結ぶルート
- 発災72時間を目途に道路啓開完了を目標

『山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画』に位置づけられている緊急輸送道路をベースに、各STEPに該当する防災拠点を結ぶルートを選定します。

また、必要に応じて、陸路だけでなく空路を活用したアクセスルートの確保にも努めます。

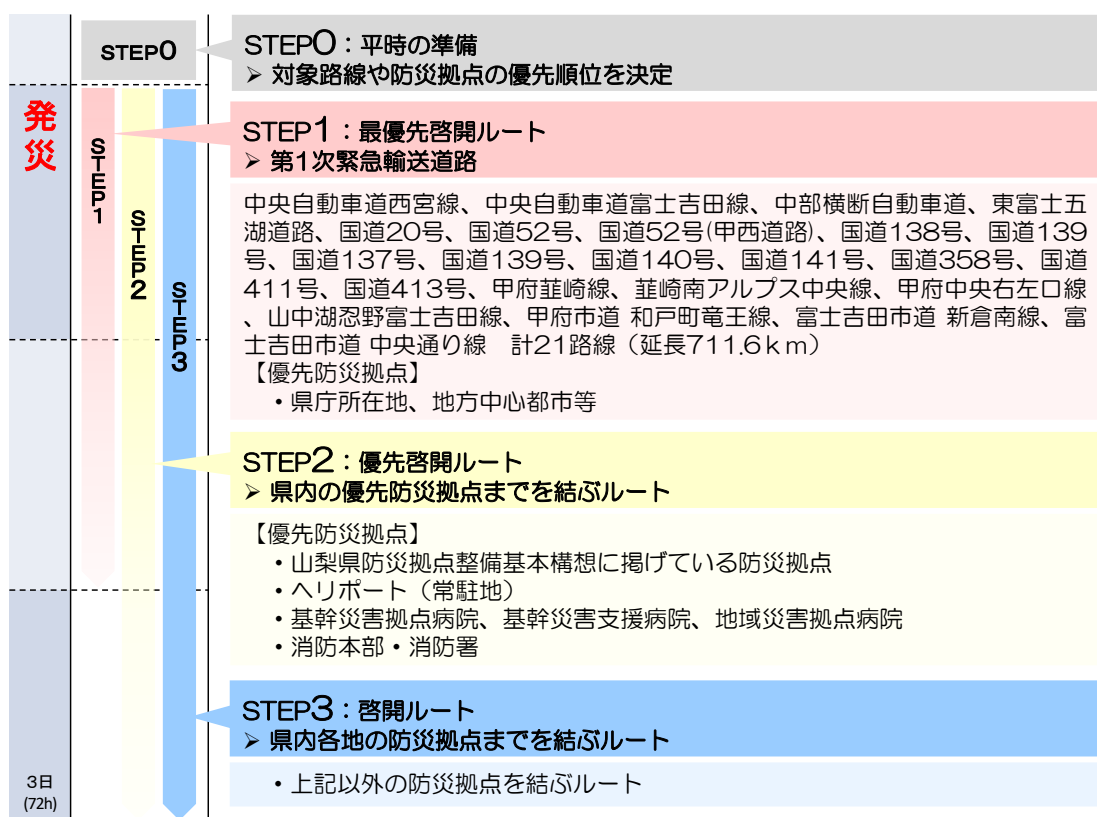
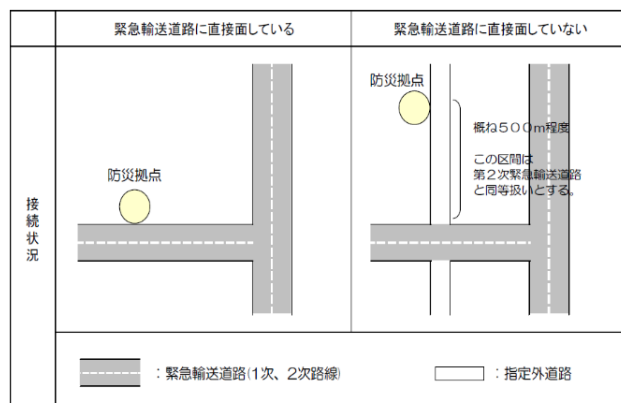


図 5-12 優先啓開ルートを選定

山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画では、防災拠点と緊急輸送道路との距離が概ね 500m 程度の場合は、連絡しているものとされていることから、道路啓開マップでは、指定外道路（第2次緊急輸送道路と同等扱い）を示す。

出典：山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画





# 山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画図

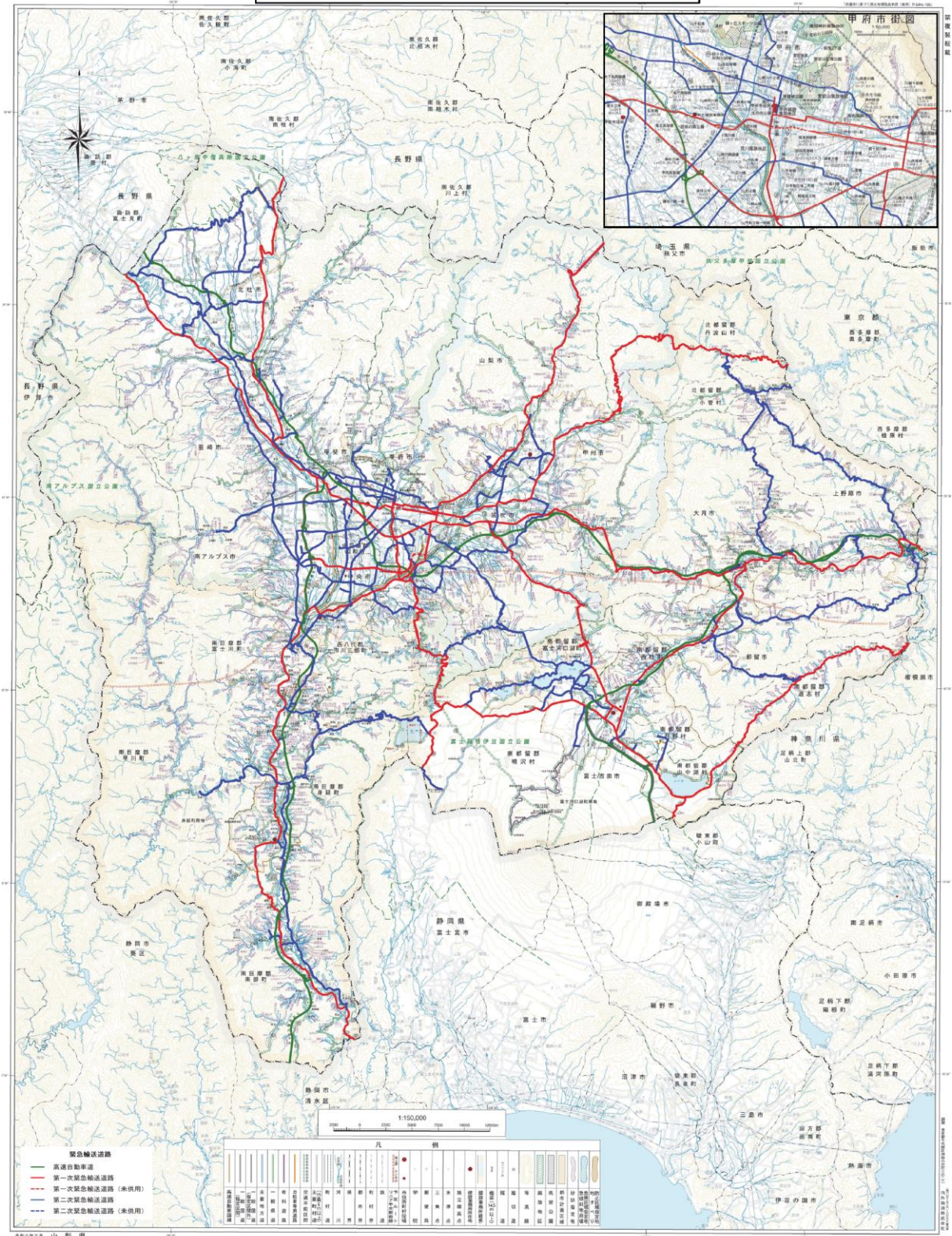


図 5-13 山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画図



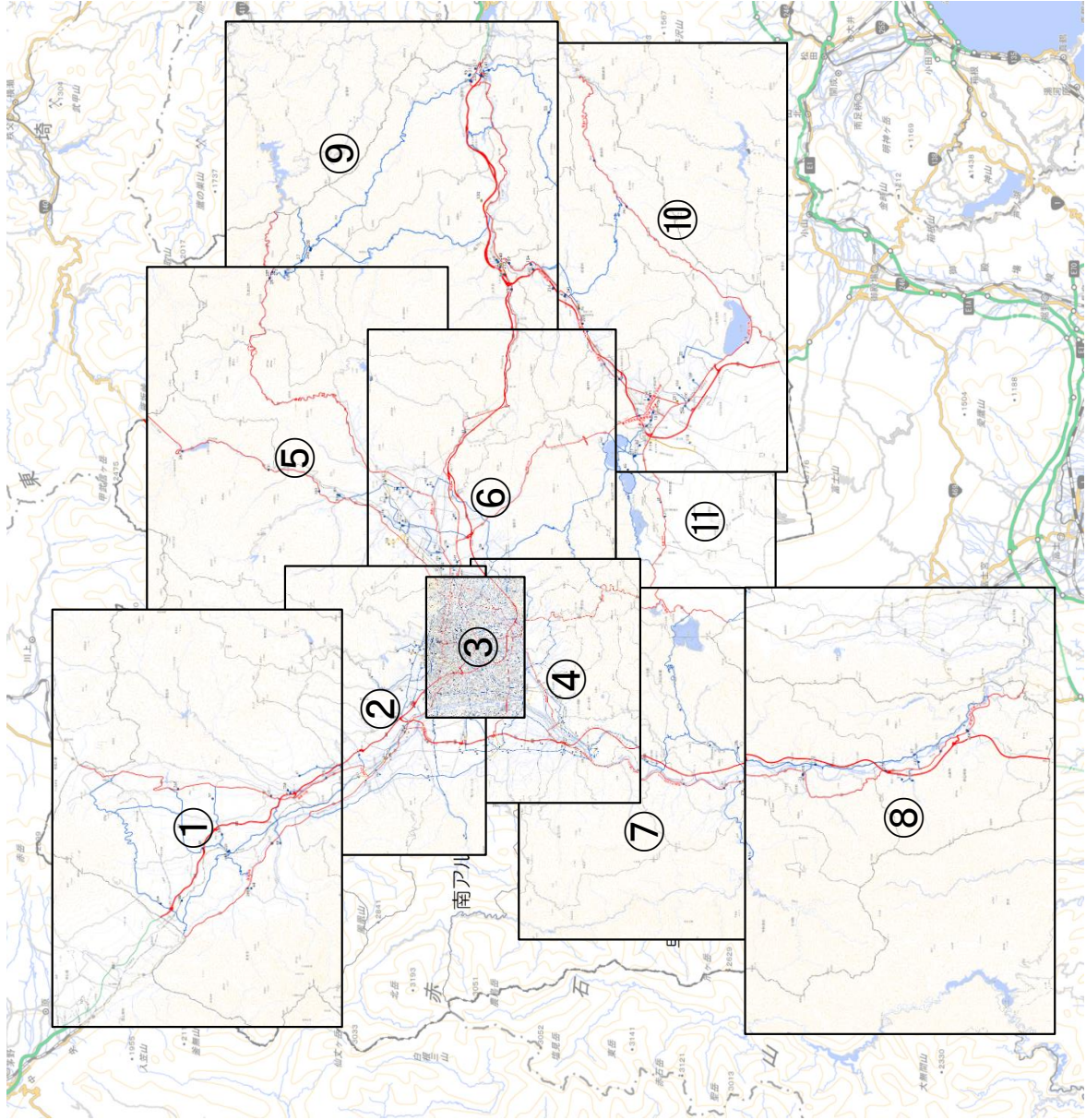


図 5-14 山梨県道路啓開マップ 図割





中北建設事務所 (北部)

図 5-15 山梨県道路啓開マップ 中北建設事務所 (北部)



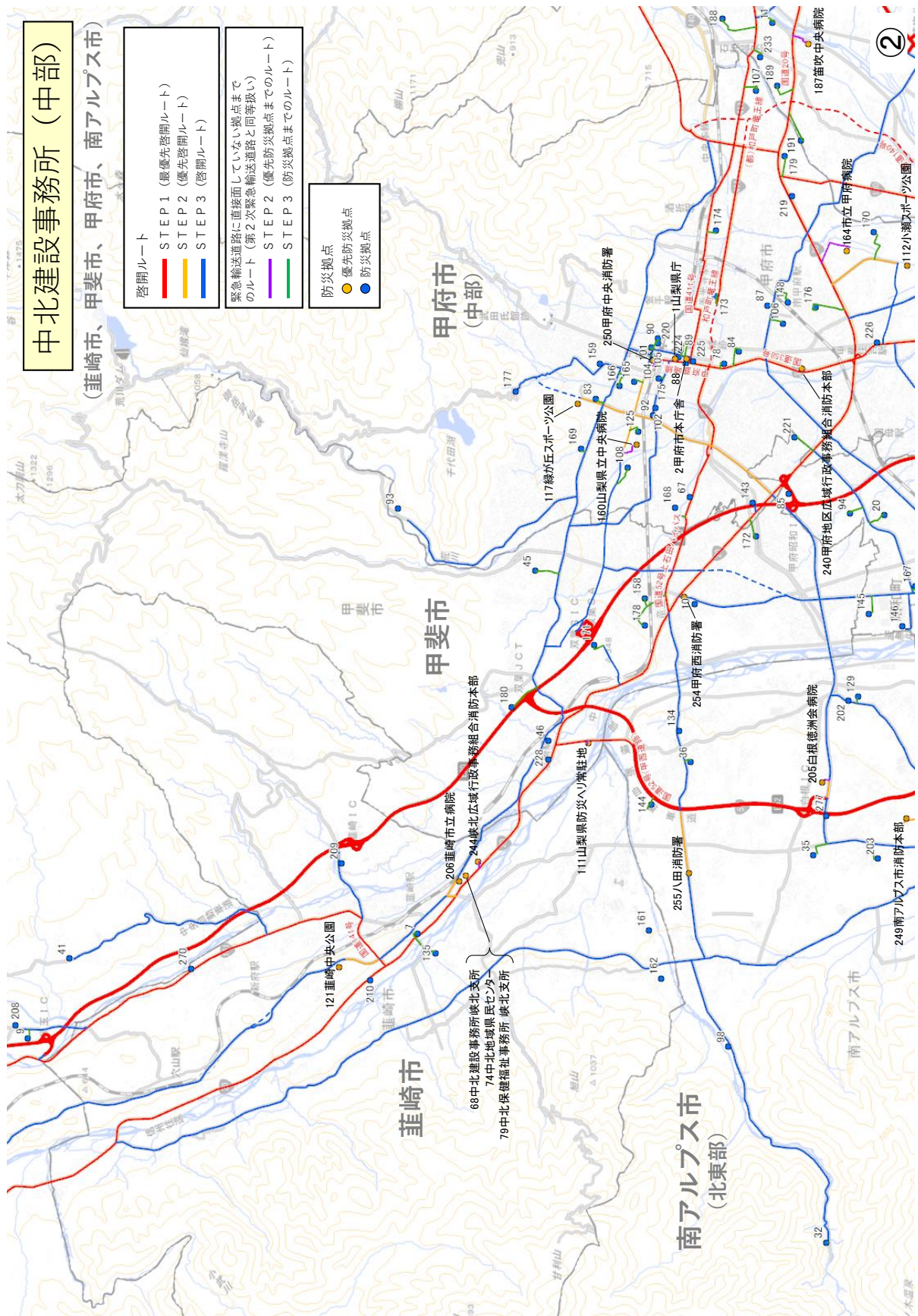


図 5-16 山梨県道路啓開マップ 中北建設事務所 (中部)



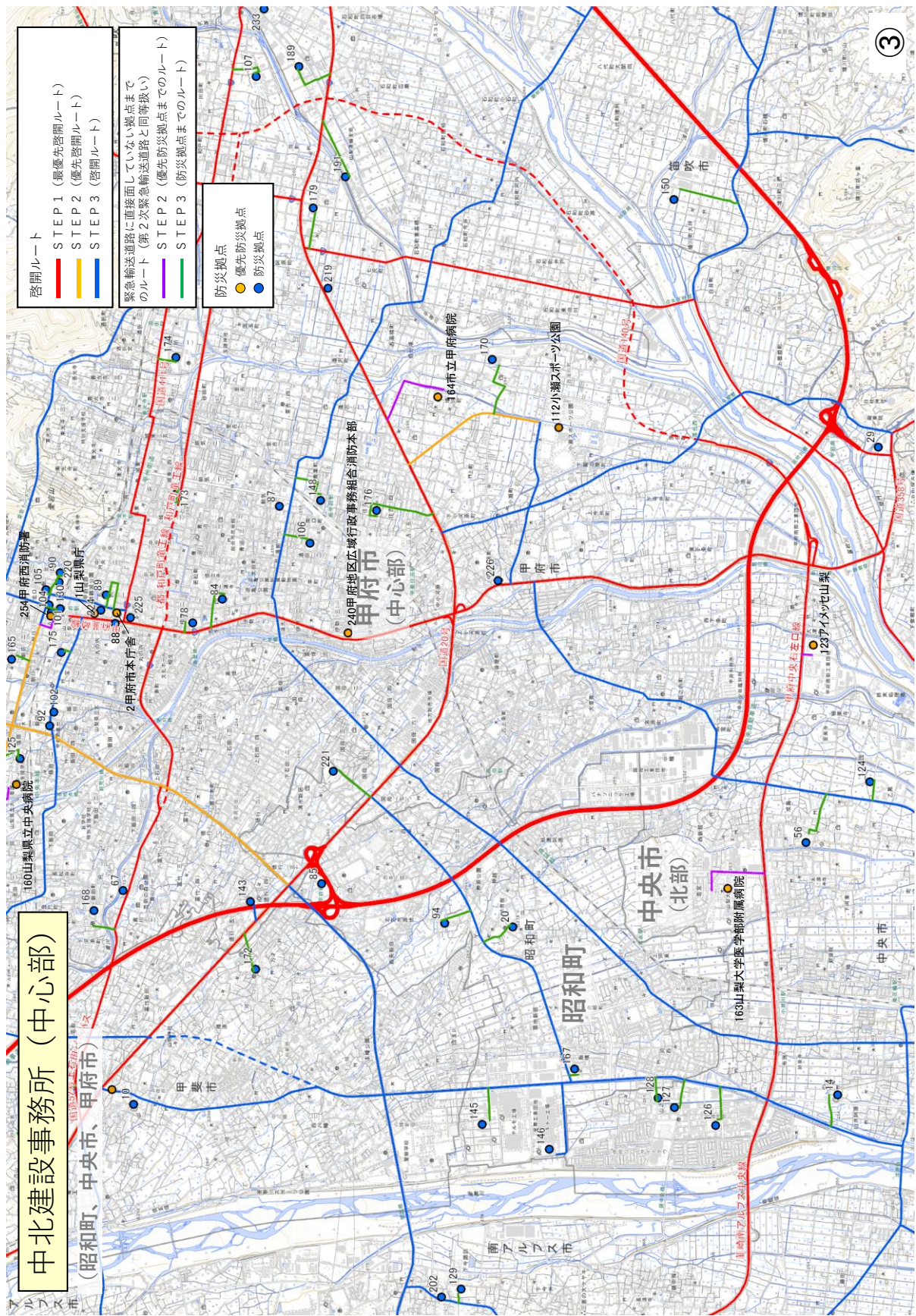


図 5-17 山梨県道路啓開マップ 中北建設事務所 (中心部)





図 5-18 山梨県道路啓開マップ 中北建設事務所 (南部)





図 5-19 山梨県道路啓開マップ 峡東建設事務所 (北部)





図 5-20 山梨県道路啓開マップ 峡東建設事務所 (南部)



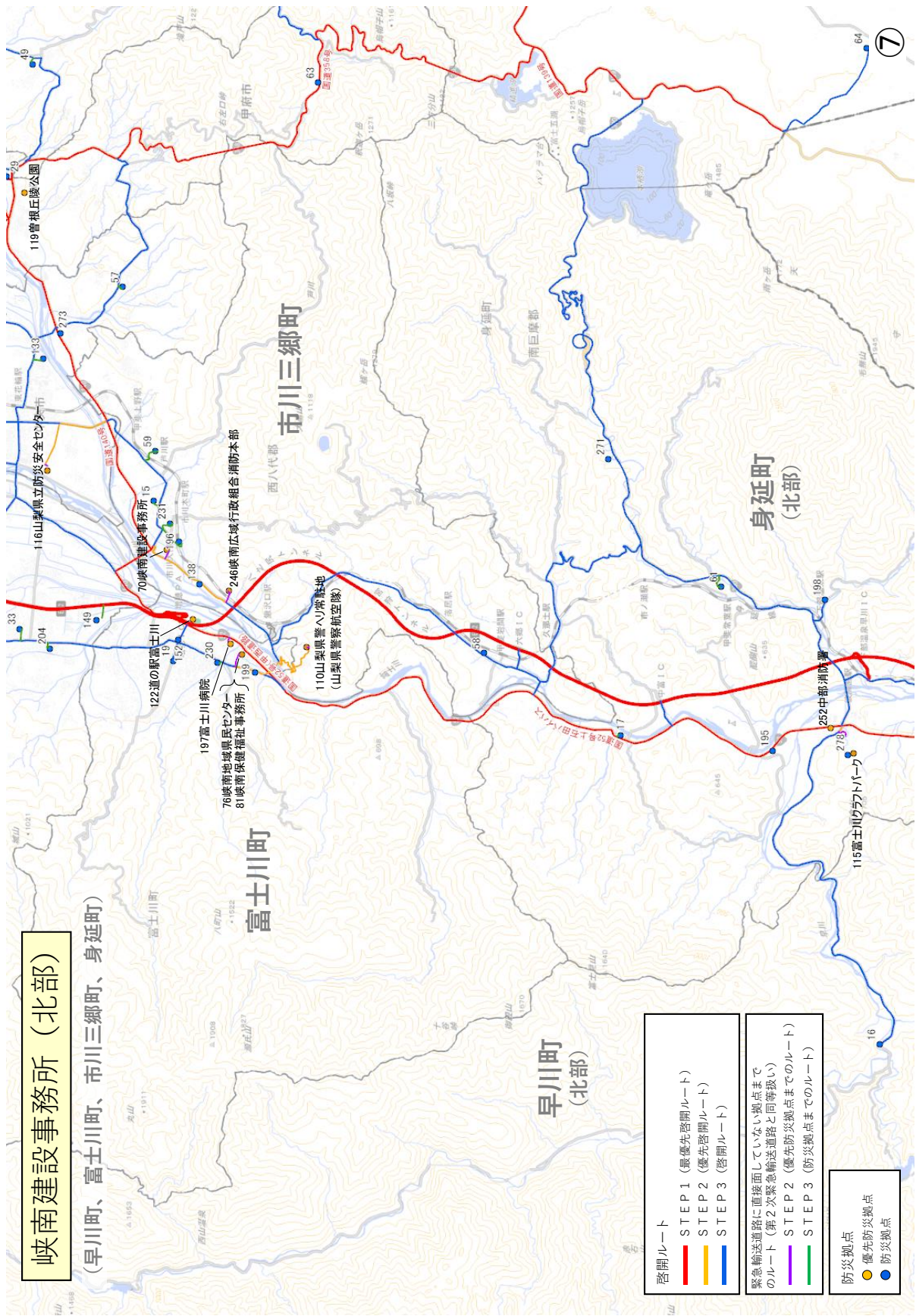


図 5-21 山梨県道路啓開マップ 峡南建設事務所 (北部)





図 5-22 山梨県道路啓開マップ 峡南建設事務所 (南部)



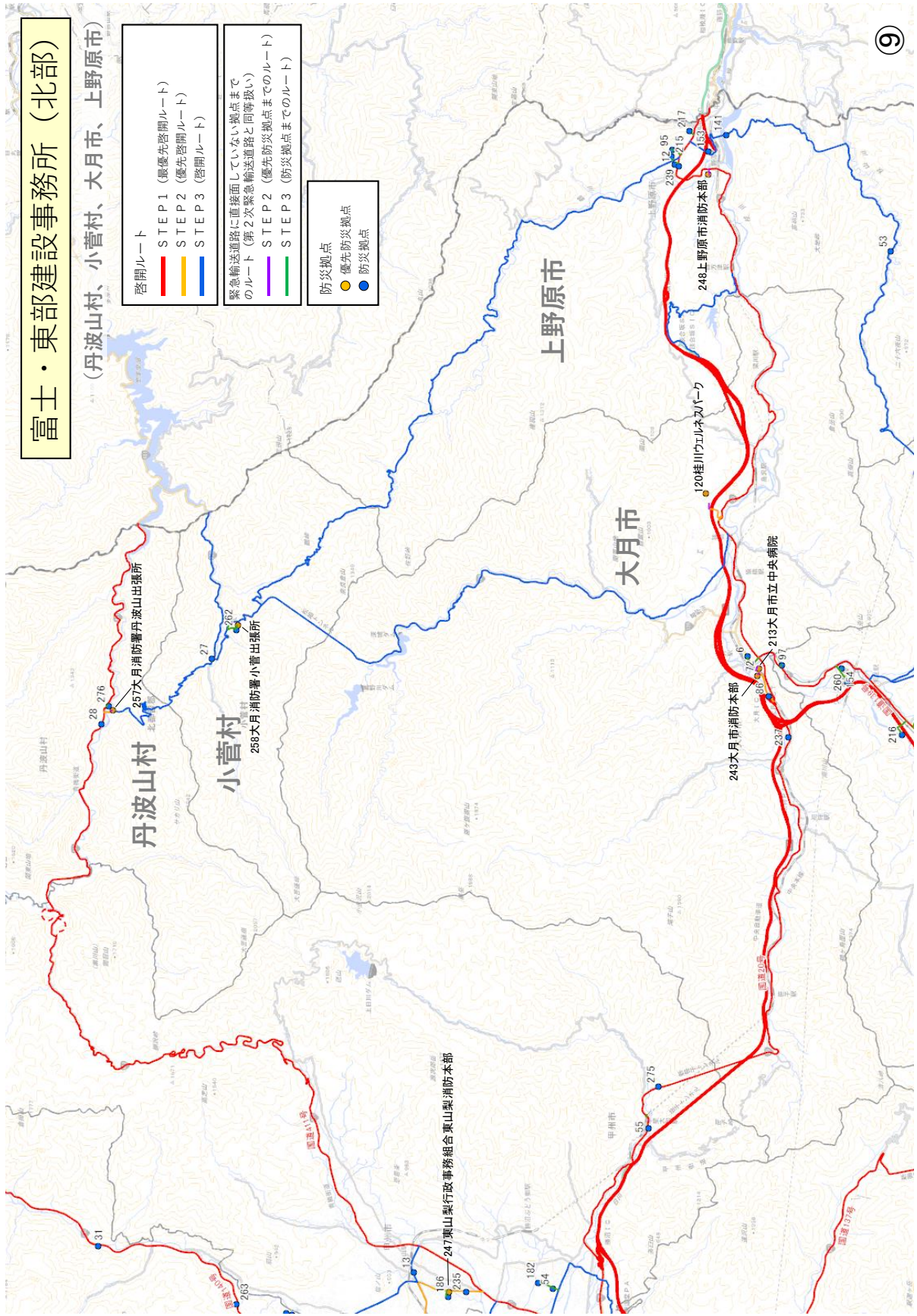


図 5-23 山梨県道路啓開マップ 富士・東部建設事務所（北部）



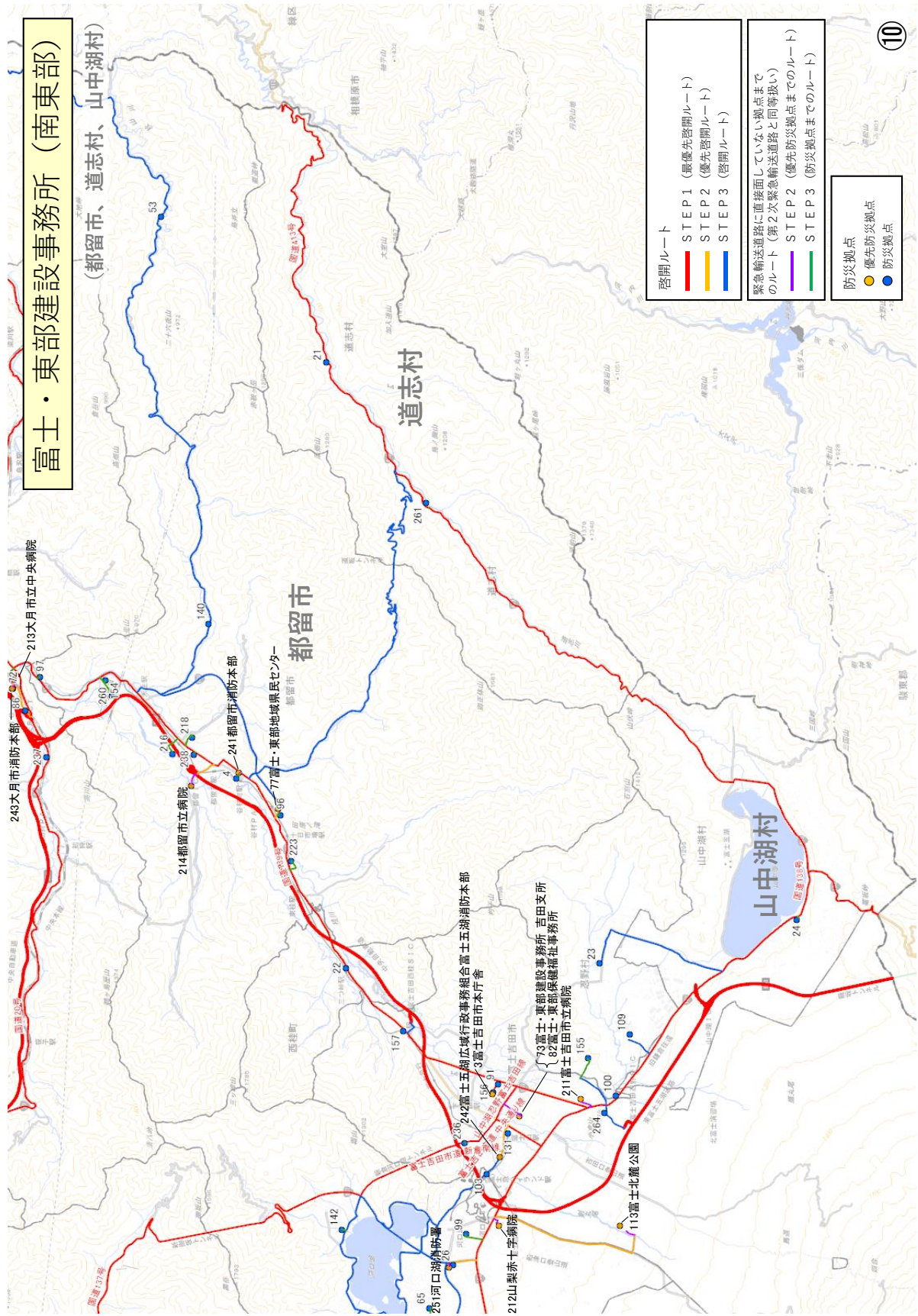


図 5-24 山梨県道路啓開マップ 富士・東部建設事務所 (南東部)



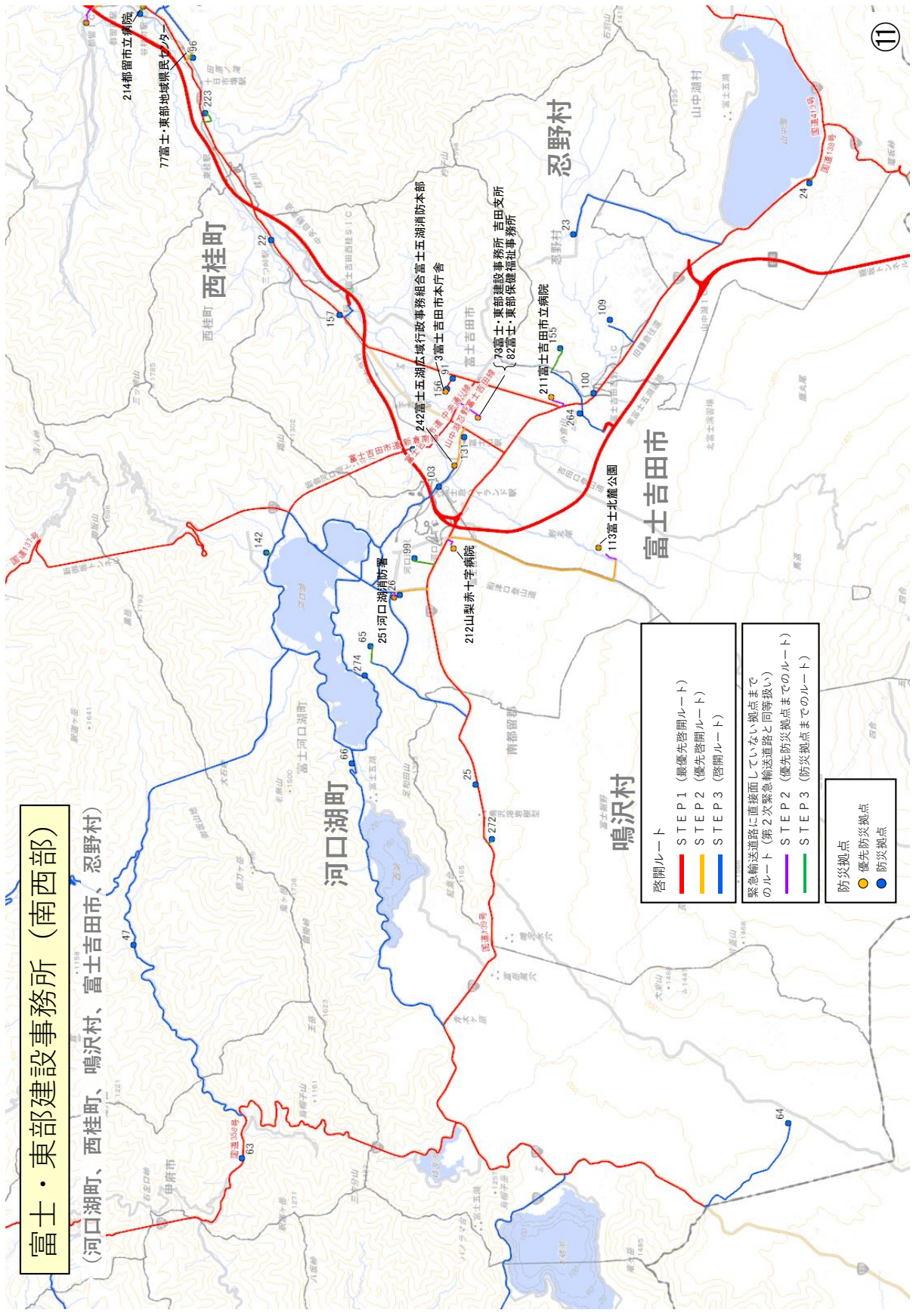


図 5-25 山梨県道路啓開マップ 富士・東部建設事務所（南西部）

## 5. 2. 関係機関との連絡体制

道路啓開を実施するにあたり、平時（発災前）から関係機関の連携体制を構築することが重要です。

啓開作業を迅速かつ効率的に展開するため、関係機関の連絡手段や連絡方法について事前に確認・調整を行うこととします。

また、電気、通信、上下水道、ガス等のライフラインの復旧支援に当たる関係機関・事業者とも連携を図ることとします。

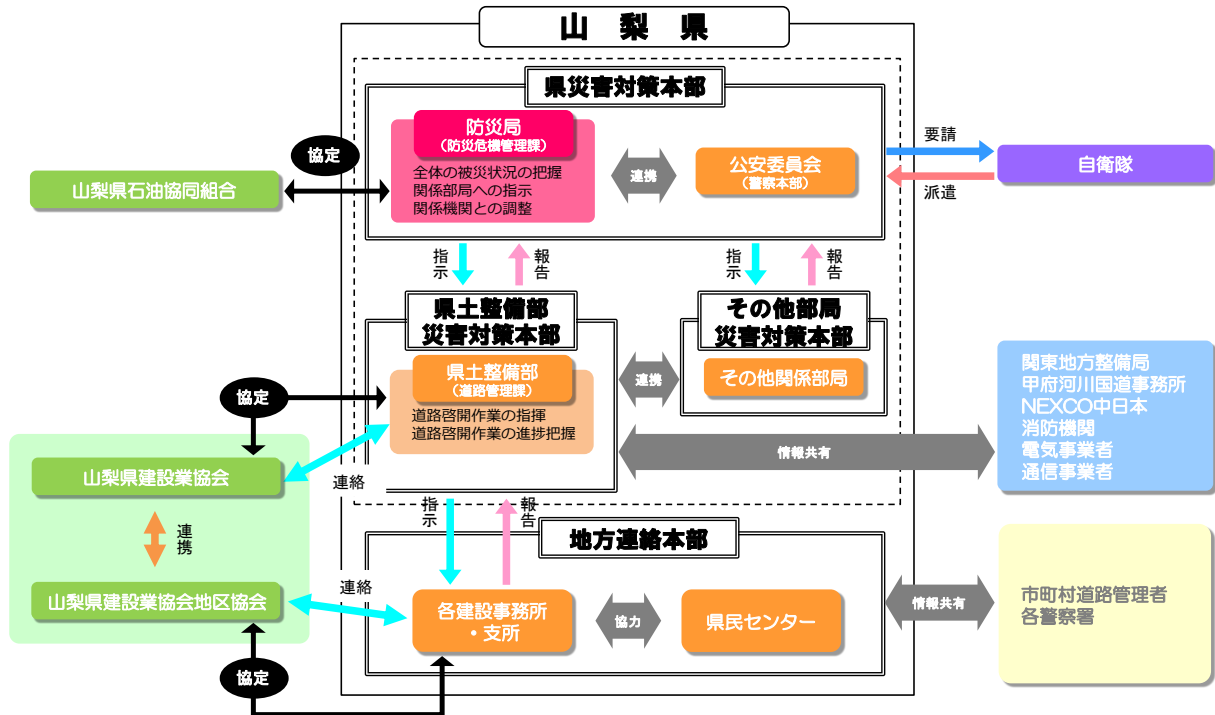


図 5-26 関係機関との連絡体制

表 5-27 連絡先一覧表イメージ

関係機関・所属	住所	通常時		災害時(優先1)		災害時(優先2)		災害時(優先3)	
		番号	通信手段	番号	通信手段	番号	通信手段	番号	通信手段
県災害対策本部 防災局 (防災危機管理課)		055-000-0000	電話回線	00-000-00	防災行政無線	000-0000-0000	衛星携帯電話	xxxxxxx@xxxx	メール
公安委員会 (警察本部)									
県土整備部 災害対策本部 (道路管理課)									
其他部局 災害対策本部 其他関係部局									
地方連絡本部 建設事務所・支所									
県民センター									
関東地方整備局 甲府河川国道事務所 NEXCO中日本									
市町村道路管理者									
自衛隊									
警察署									
消防機関									
山梨県建設業協会 山梨県建設業協会地区協会									
電気事業者									
通信事業者									
ライフライン(上下水道、ガス)									

### 5. 3. 人員・資機材

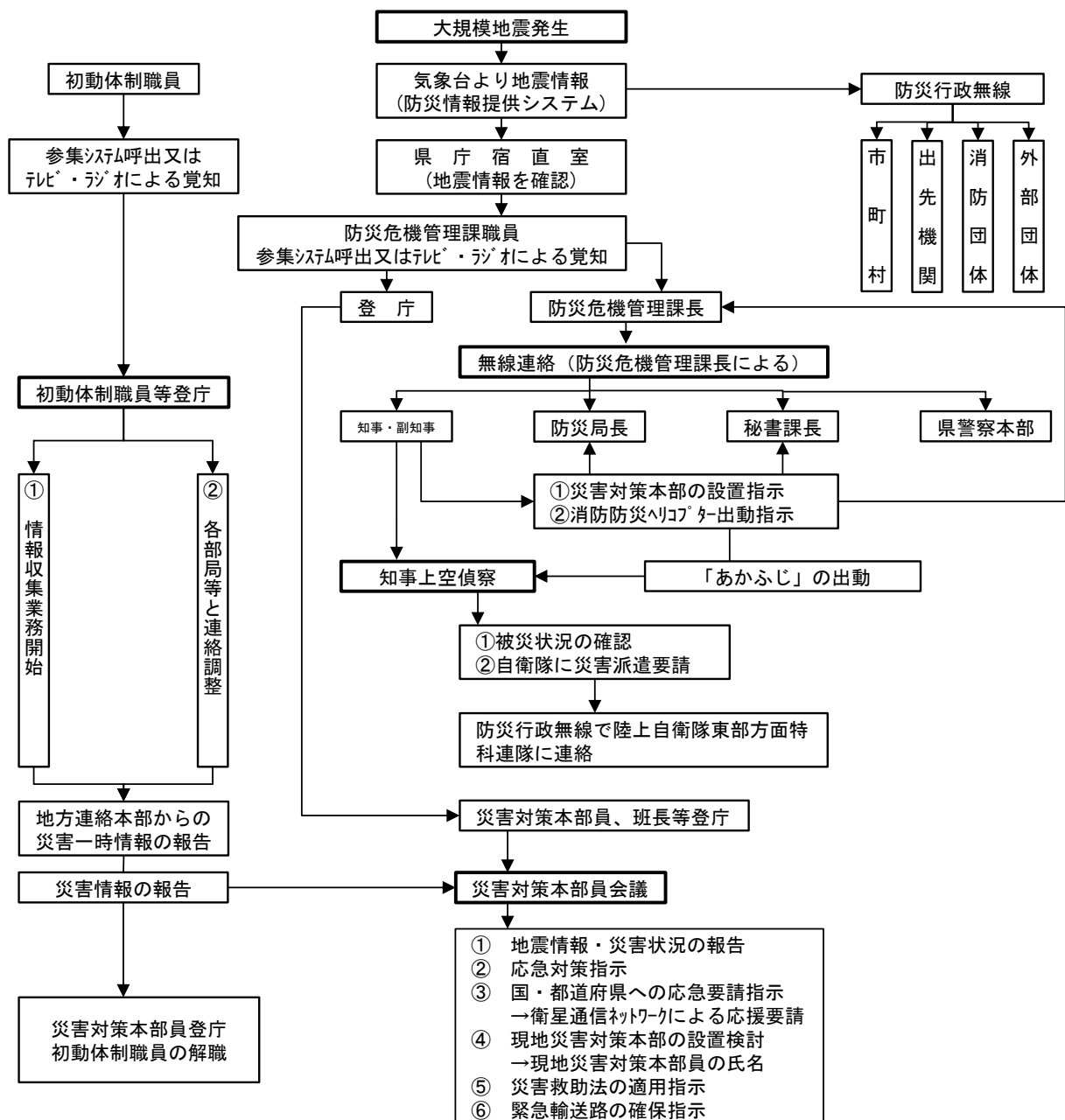
発災後、迅速に道路啓開活動を開始できるように、職員の初動体制だけでなく、関係機関（各道路管理者、災害協定締結団体等）との初動発動を事前に決めておくことが重要です。また、災害時に資機材を確保するため、予め資機材の保有者と保有場所を把握します。

#### (1) 人員等

##### ■勤務時間外大規模地震発生時の初動体制

（震度6弱以上の大規模地震が県内で発生した時）

山梨県地域防災計画では、勤務時間外の大規模地震発生時の初動体制が定められています。



出典：山梨県地域防災計画 第3編 地震編の内容を一部修正

図 5-28 勤務時間外の大規模地震発生時の初動体制



■道路管理者及び災害協定締結団体（建設業協会）

震度6弱以上の地震発生時には、道路管理者と災害協定締結団体（建設業協会）が連携して、道路啓開（緊急）調査を行うこととします。

道路啓開活動に携わる災害協定締結団体に対しては、道路管理者以外の者が啓開作業に関わる際に必要となる身分証明書について、あらかじめ道路管理者から交付を受けることとします。

また、山梨県内のみで対応できない災害が発生した場合は、「震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会協定）」「神奈川県・山梨県土木部の災害相互応援に関する確認書」「東京～山梨・長野 交通強靱化プロジェクト」等に基づき、他の都県への応援要請を行うこととします。

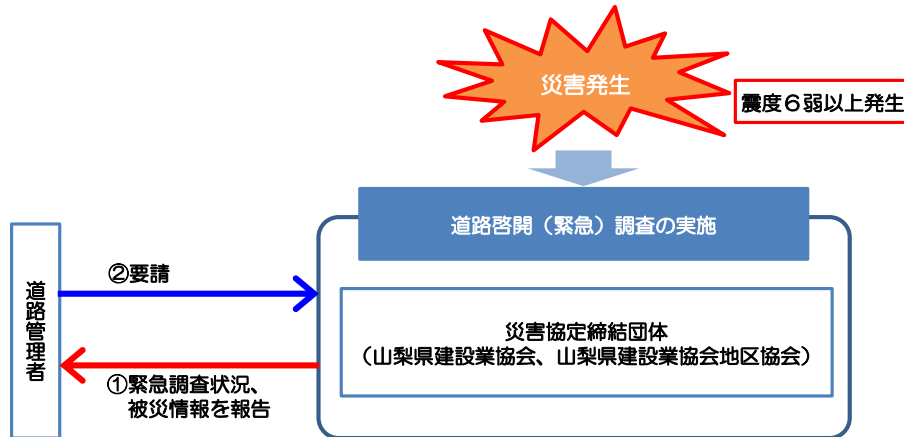


図 5-29 道路啓開（緊急）調査のフロー

表 5-30 災害協定締結状況

協定名	協定先	所管課	締結日	対 象
災害時における 応急対策業務に関する 基本協定書	山梨県建設業協会	県土整備総務課	平成30年 8月1日	山梨県が管理する 道路、河川、治山、林道等の 応急対策業務
災害時における 応急対策業務に関する 細目協定書	山梨県建設業協会 (地区協会)	各事務所	令和5年 4月1日	「応急業務に関する基本協定」 第5条に基づく細目協定
災害時の 広域応援業務に関する 協定書	山梨県建設業協会	県土整備総務課	令和5年 4月1日	山梨県が所有する 公共施設の応急復旧業務 における広域応援
災害時における 調査・設計等の 応急対策業務に関する 協定書	山梨県測量設計業協会 山梨県建設コンサルタンツ協会	技術管理課	令和4年 3月25日	災害を受けた山梨県の所管する 公共土木施設の調査、設計業務
災害時における設計等の 応急対策業務に関する 協定書	山梨県建設コンサルタンツ協会 関東支部	技術管理課	令和4年 3月25日	「災害時における調査・設計等の 応急対策業務に関する協定書」に 基づく支援要請の結果、対応が 困難な場合における設計等の 応急対策業務
災害時における 道路標識等の 安全確保に関する 協定書	全国道路標識・標示協会 関東支部山梨県協会	道路管理課	令和元年 8月28日	災害を受けた山梨県の所管する 道路標識等の点検、応急対策業務

## (2) 資機材

災害協定締結団体（建設業協会）は、道路啓開作業に必要となる資機材の保有状況をあらかじめ確認し、災害発生時に速やかに搬出できる体制を構築することが必要です。

主に確認しておく必要がある資機材は、想定される被害に対応するために必要な資材や建設用機械等の機材を対象とします。

### ①事前準備

#### ■道路管理者及び災害協定締結団体（建設業協会）

道路管理者及び災害協定締結団体（建設業協会）は、迅速かつ効率的な道路啓開作業を行うために必要となる資機材（表 5-31 参照）について、あらかじめ定めた資機材保管場所に、平時から十分な量を備蓄しておきます。また、レンタル建機を含め、可能な範囲で機材の所在地（保管場所）を把握し、迅速に使用できるよう準備しておきます。

事前に準備した資機材の種類・数量や配置場所等については、関係者間で情報共有を図ることとします。

### ②災害発生時の参集および資機材の確認

#### ■災害協定締結団体（建設業協会）

災害発生時には、災害対策本部および地方連絡本部からの要請を受けて、あらかじめ定めた資機材保管場所に速やかに参集します。

重機や車両の動作確認、燃料残量の確認を行ったうえで、使用可能な資機材の状況について災害対策本部または地方連絡本部に報告を行います。

また、資機材の不足が生じる場合は、災害対策本部または地方連絡本部を通じて、他地域からの支援を要請します。

表 5-31 被害想定項目別の必要資機材

被害想定項目	被害内容	必要資材	必要機材
①盛土・法面の崩壊	盛土・法面の崩壊	土のう、大型土のう、袋詰め玉石、土砂、砕石、H型鋼、敷鉄板、覆工板、ブルーシート、セーフティコーン、看板、バリケード	バックホウ、ブルドーザー、重機運搬車、ダンプトラック、ユニック車、パトロール車
②橋梁部の段差	ジョイント部の段差	土のう、袋詰め玉石、コルゲートパイプ、H型鋼、敷鉄板、覆工板、セーフティコーン、看板、バリケード	バックホウ、重機運搬車、ダンプトラック、ユニック車、パトロール車
③建物の倒壊	地震動による沿線建物の倒壊	セーフティコーン、看板、バリケード	バックホウ、ブルドーザー、重機運搬車、ダンプトラック、ユニック車、パトロール車
④液状化・路面の段差	地盤の液状化による路面の段差	土のう、袋詰め玉石、土砂、砕石、敷鉄板、覆工板、セーフティコーン、看板、バリケード	バックホウ、ブルドーザー、重機運搬車、ダンプトラック、ユニック車、パトロール車
⑤道路付属物、電柱*の倒壊	揺れや液状化による道路付属物や電柱*の倒壊	セーフティコーン、看板、バリケード	バックホウ、ブルドーザー、重機運搬車、ダンプトラック、ユニック車、パトロール車
⑥放置車両	事故や立ち往生による車両の放置	H型鋼、ワイヤー、セーフティコーン、看板、バリケード	レッカー車、ホイールローダー、フォークリフト、重機運搬車、ユニック車、パトロール車

\*電柱の倒壊に対しては、道路管理者と電気事業者・通信事業者が相互に協力・連携して啓開作業を行います。

### (3) 道路啓開拠点

道路啓開作業の展開に当たっては、啓開作業班や応援部隊が被災地に向かう際の中継地点として、集結スペースや休息環境、資機材の保管、関係機関との通信が可能な「道路啓開拠点」の確保が必要です。

道路啓開拠点に求められる機能としては、「ベースキャンプ機能」「後方支援機能」が挙げられます。

<p>ベースキャンプ機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓開作業班や応援部隊の集結スペース              出典：「道の駅」の防災機能の一層の強化（国土交通省道路局）</li> <li>休息環境（トイレ、水道等）              出典：「道の駅」の防災機能の一層の強化（国土交通省道路局）</li> </ul>
<p>後方支援機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材の保管              出典：「道の駅」の防災機能強化について（国土交通省道路局）</li> <li>通信機能              出典：災害発生時における自治体支援（国土交通省関東地方整備局）</li> </ul>

図 5-32 道路啓開拠点に求められる機能



## 5. 4. 訓練の実施

計画の実効性を高めるため、実践的な訓練を通じ、道路啓開の関係者が大規模災害発生後に、何を、どのタイミングで、何に留意して行うか、といった具体的な行動について習熟しておくことは重要です。したがって、平時から大規模災害の発生を想定した各種訓練を関係機関の連携・協力の下に定期的実施し、現場対応力の向上を図ります。

また、訓練で得られた知見や課題などを踏まえ、計画及び訓練の内容・方法について必要な見直しを行います。(PDCAサイクル)

表 5-33 道路啓開訓練の方法や内容

方法	目的	内容
図上訓練	大規模災害の発生を想定して、関係機関の連携・協力の下に、道路被災情報の共有、優先啓開ルート設定の手順の確認を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路被災状況の報告、共有、集約</li> <li>優先啓開ルートの設定、調整、決定</li> <li>作業班の体制確認、割り当て、出動要請等</li> </ul>
実働訓練	大規模災害の発生を想定して、関係機関の連携・協力の下に、道路啓開作業の手順の確認と習熟を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>放置車両の移動</li> <li>倒壊電柱の処理・移動</li> <li>がれきの撤去</li> <li>道路段差の復旧等</li> </ul>



被災情報の収集



被害状況のとりまとめ

図 5-34 図上訓練



がれきの撤去



車両の移動

図 5-35 実働訓練

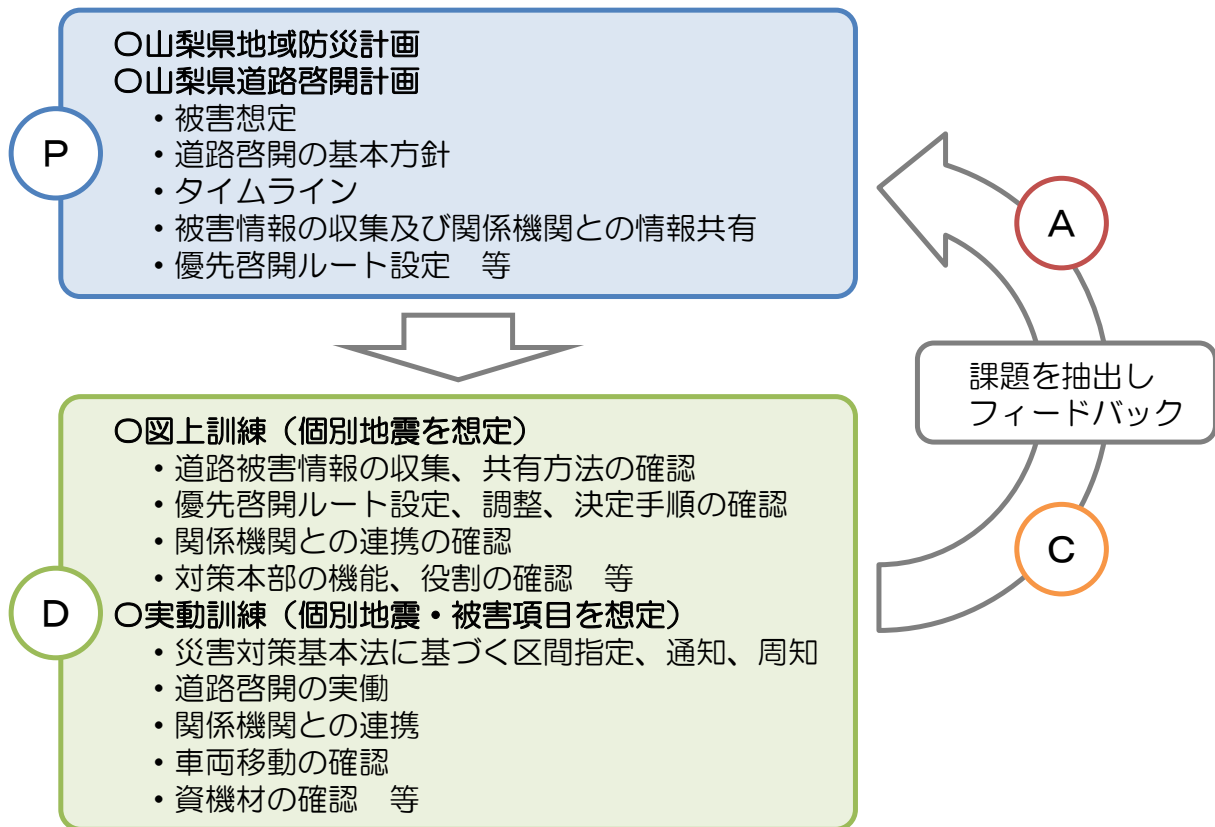


図 5-36 道路啓開計画の見直し（PDCAサイクル）

## 6. 参集・応急体制の確立

### (1) 活動項目

参集・応急体制の確立については、以下を活動項目とします。

- ①参集・災害対策本部設置
- ②地震情報の収集
- ③通信手段の確保

### (2) 関係機関

関係機関は以下のとおりです。

- 県災害対策本部（防災局(防災危機管理課)、公安委員会(警察本部)）
- 県土整備部災害対策本部（県土整備部(道路管理課)）
- その他部局災害対策本部（その他関係部局）
- 地方連絡本部（各建設事務所・支所、県民センター）
- 気象庁甲府地方气象台 ■ 自衛隊
- 関東地方整備局、甲府河川国道事務所、NEXCO 中日本、消防機関、電気事業者、通信事業者
- 市町村道路管理者、各警察署
- 山梨県建設業協会、山梨県建設業協会地区協会

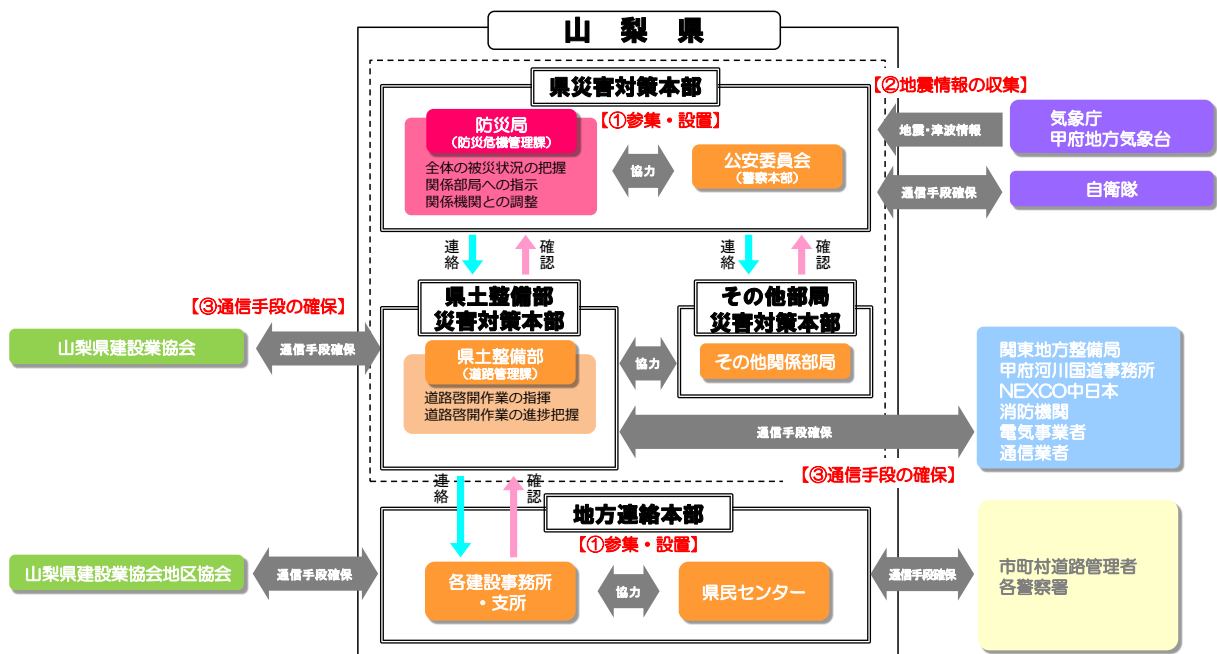


図 6-1 参集・応急体制の確立



### (3) 活動内容

活動内容は以下のとおりです。

#### ①参集・災害対策本部設置

地震発生時の配備態勢は震度階級により異なります。

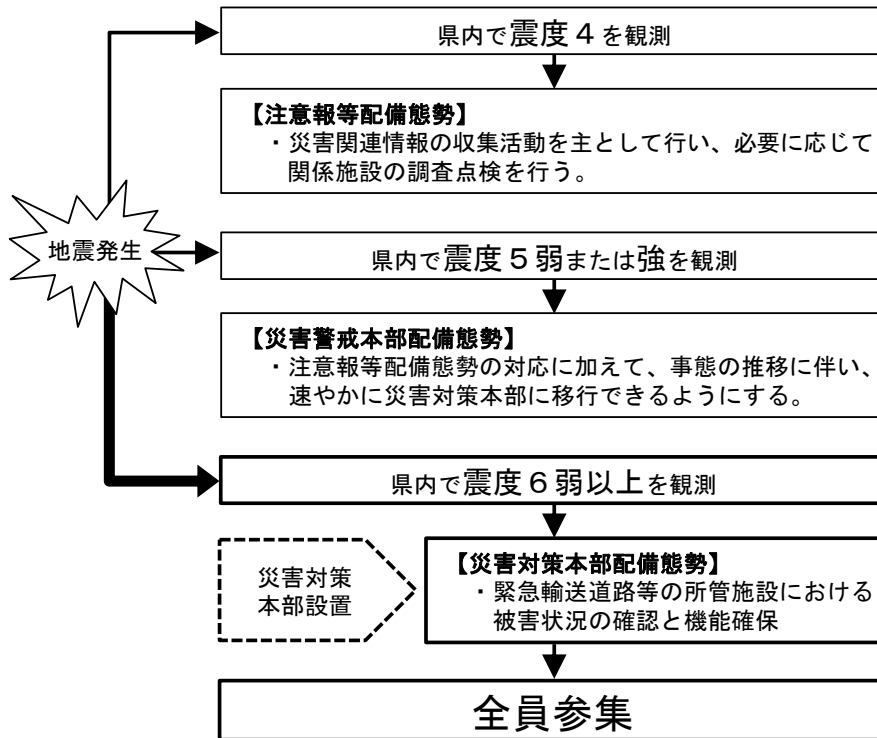


図 6-2 災害発生時の配備態勢

#### ■職員の応援

災害応急対策の実施にあたり、職員が不足するときは、部、班等相互に応援を行います。

#### ②地震情報の収集

気象庁や甲府地方気象台等から収集した情報を踏まえ、地震・津波の発生や警報等の発令状況を把握します。

### ③通信手段の確保

防災関係機関は、災害時には公衆電気通信設備を優先的に使用できるほか、他の機関の通信設備も利用できるが、平常時から災害時における多ルートの通信の確保に努めるものとします。

一般回線が途絶した場合には、防災無線や衛星携帯電話等を用いることで通信手段の確保を検討します。

#### ■県と関係機関との通信手段

関係機関	通信手段
消防庁	消防防災無線
国土交通省	国土交通省無線
内閣府	中央防災無線
他都道府県	防災行政無線
合同庁舎・事務所・各市町村	防災行政無線
防災関連機関	260MHZ デジタル無線

- 県と国及び他都道府県との通信手段
- ・ 県庁と消防庁とは消防防災無線、国土交通省とは国土交通省無線、内閣府とは中央防災無線により通信手段を確保している。
  - ・ 災害時には、これらの回線を利用して、消防庁、国土交通省及び内閣府との情報交換を行う。
  - ・ また、自治体衛星通信機構の通信衛星「スーパーバード」を使用した衛星回線でも消防庁及び他都道府県との通信が可能である。
- 県と県内防災関係機関との通信
- ・ 県庁と合同庁舎及び単独事務所とは、地上回線、衛星回線により通信手段を確保している。
  - ・ 県庁と各市町村は、地上回線、衛星回線により通信手段を確保している。
  - ・ また、防災関係機関(山梨県防災行政無線回線構成図に示す機関)へも 260MHZ デジタル無線を使用し通信を確保している。
  - ・ 災害時には、これらの回線を利用して災害情報等を交換する。
  - ・ さらに、県本部と災害現地との情報通信手段として、可搬型衛星地球局を搭載した移動無線車を配備し回線の確保を図る。
- 県と関係機関との通信
- ・ 県庁、合同庁舎及び単独事務所と関係機関とは、地上回線により通信手段を確保している。
  - ・ また、関係機関(山梨県防災行政無線回線構成図に示す機関)は 260MHZ デジタル無線を使用し通信を確保している。
  - ・ 災害時には、これらの回線を利用して災害情報等を交換する。
- N T T の措置
- ・ 災害発生時の非常事態又は緊急事態に、防災関係機関等が、救援、交通、通信、電力の確保、復旧や秩序維持のために必要な事項を内容とする通話を、災害時優先電話からダイヤルすることにより、優先的に通信を利用することができる。
  - ・ 災害時の緊急通信を確保するため、一般の問い合わせ、見舞等の通話を制限し、県本部、警察、消防、病院等の通信を優先する措置をとる。
  - ・ 各事業所に可搬式移動無線機を設置し、緊急電話に備える。
  - ・ 長時間停電に備え、各事業所に予備発電機をはじめ、移動用電源車、携帯用発電機等を配備し、通信の中断のないよう措置する。

山梨県地域防災計画（第3編 地震編）の内容に一部加筆

#### ■一般回線以外の通信手段確保例

衛星携帯電話、防災無線、携帯メール、SMS(ショートメッセージサービス)、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、移動基地局の派遣 等

## 7. 被災情報の収集および共有

### (1) 活動項目

被災情報の収集および共有については、以下を活動項目とします。

- ①緊急調査による被災状況確認
- ②被災情報の共有

### (2) 関係機関

関係機関は以下のとおりです。

- 県災害対策本部（防災局(防災危機管理課)、公安委員会(警察本部)）
- 県土整備部災害対策本部（県土整備部(道路管理課)）
- その他部局災害対策本部（その他関係部局）
- 地方連絡本部（各建設事務所・支所、県民センター）
- 自衛隊
- 関東地方整備局、甲府河川国道事務所、NEXCO 中日本、消防機関、電気事業者、通信事業者
- 市町村道路管理者、各警察署
- 山梨県建設業協会、山梨県建設業協会地区協会

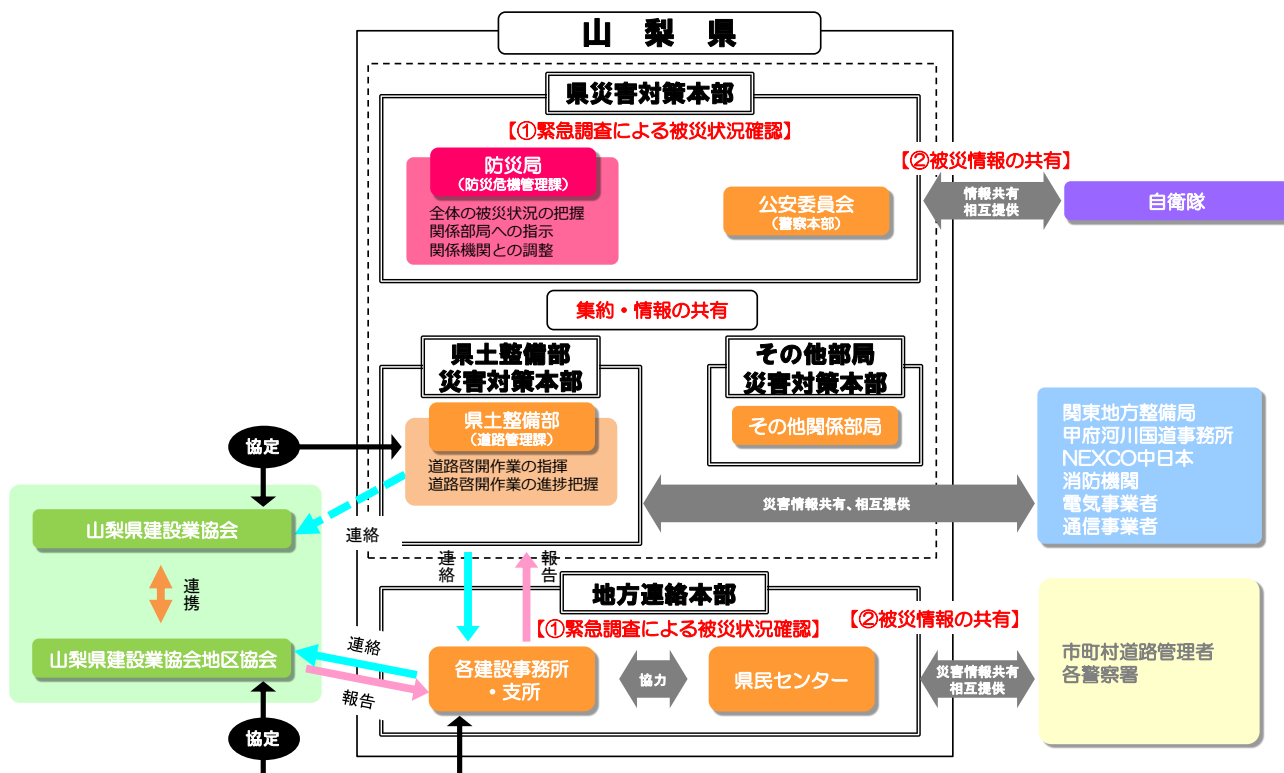


図 7-1 被災情報の収集および共有



### (3) 活動内容

活動内容は以下のとおりです。

#### ①緊急調査による被災状況確認

各道路管理者において緊急調査（道路パトロール、消防防災ヘリコプター等）を行い、被災情報を共有します。

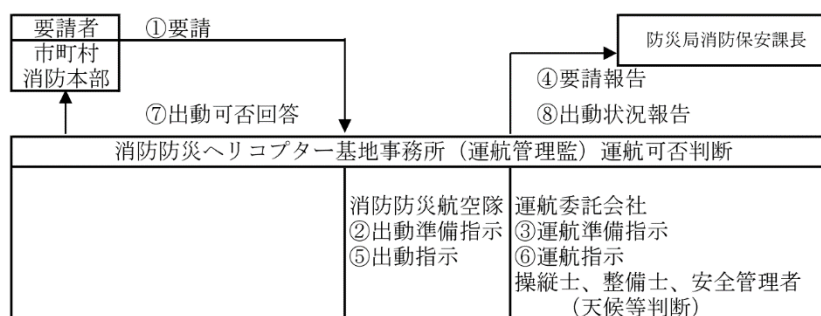
#### ■関係機関

各防災関係機関で、可能な限りの手段を講じて、災害情報を収集・整理します。  
特に、地震被害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うように努めます。

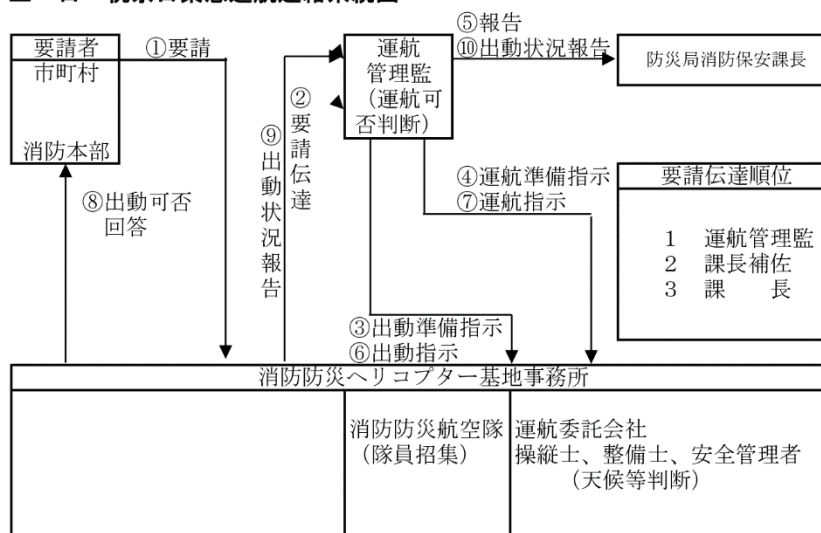
#### ➤消防防災ヘリコプターによる緊急災害情報の収集

災害の状況に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、被害情報の収集を行うとともに、市町村等からの要請に対応できる体制を整えます。また、必要により、長野県・新潟県・群馬県、及び静岡県、並びに埼玉県との「消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定」に基づく応援を受けるものとします。

#### 1 緊急運航連絡系統図



#### 2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



（夜間の場合） 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に報告し、室長は関係者に連絡する。

出典：山梨県地域防災計画 第3編 地震編

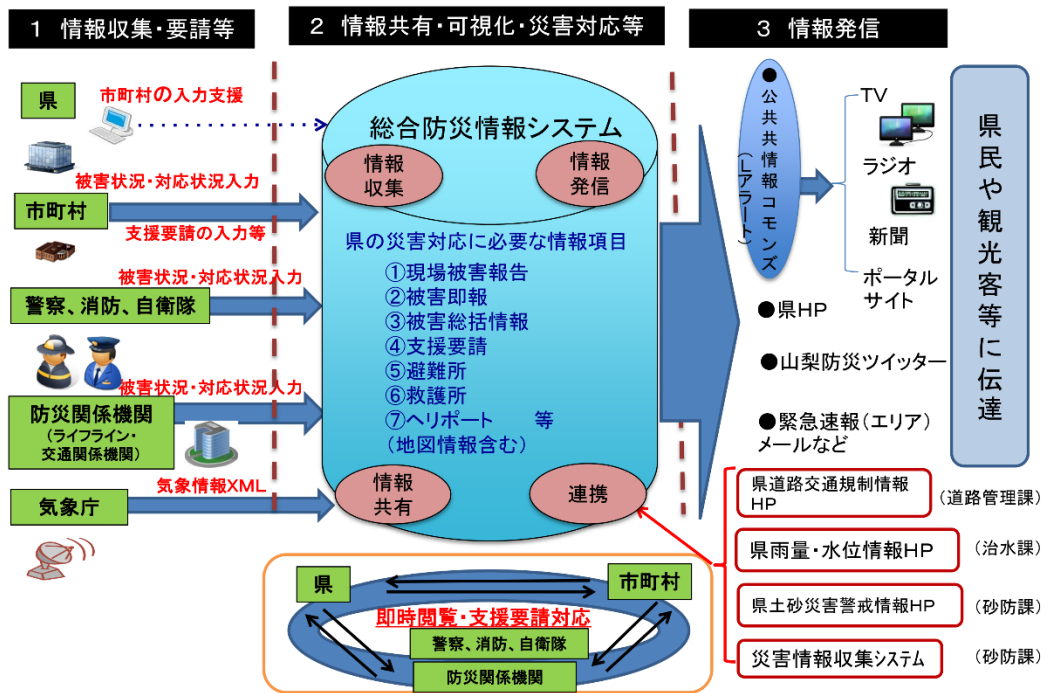
図 7-2 山梨県消防防災ヘリコプター運航管理フロー

▶ドローンによる緊急災害情報の収集

消防防災ヘリコプターよりも被災箇所への接近が可能で、詳細な画像・動画撮影ができるドローンを活用して、被害情報の収集を行います。収集した情報は「山梨県総合防災情報システム」へ登録し、情報の共有を行います。

▶参集途上職員による緊急災害情報の収集

デジタルカメラやカメラ付携帯電話等を活用します。収集した情報は「山梨県総合防災情報システム」へ登録し、情報の共有を行います。



出典：山梨県 HP

図 7-3 総合防災情報システムの概要・イメージ

▶その他機関からの情報の活用、職員の派遣等による情報の収集  
必要に応じ、報道機関や県民等から得られる情報を活用します。

■災害対策本部

関係機関が収集・整理した調査結果や災害情報を集約するとともに、相互に提供します。

情報整理は、一元化し、時系列、カテゴリー別に整理します。それらを定期的に報告・集約します。被災状況の迅速な報告と共有のため、積極的に「山梨県総合防災情報システム」を活用します。

## ②被災情報の共有

国、県、市町村その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために連携し、

■ 関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取る

■ 災害対策本部長の求めに応じて、情報提供、意見表明する

等により、情報共有を図るよう努めます。

表 7-4 関係機関における被害情報の収集・連絡

関係機関	内容
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助活動を迅速かつ円滑に行うために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集・精査を行うことにより、迅速な要救助者の特定に努める。</li> <li>・市町村からの報告を入手後速やかに消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。市町村からの報告を待たずして情報を入手した場合についても同様とする。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を県の出先機関、消防機関、警察署等と協力し、収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。</li> <li>・早期に被害規模を把握するため、必要に応じて、ドローン等を活用した被災住家等の特定や、住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を、県と密接に連携しながら適切に行う。</li> <li>・消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したとき、その状況を直ちに電話により県へ報告する。</li> </ul>
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・119番通報が殺到した場合には、その情報を直ちに県及び消防庁に報告する。</li> </ul>
山梨県警	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</li> </ul>

出典：山梨県地域防災計画 第3編 地震編



## 8. 道路啓開の実施方針決定

### (1) 活動項目

道路啓開の実施方針決定については、以下を活動項目とします。

- ①啓開ルートの選定
- ②緊急交通路指定・通行規制
- ③業者・資機材の割当方法の決定
- ④国等への応援要請

### (2) 関係機関

関係機関は以下のとおりです。

- 県災害対策本部（防災局(防災危機管理課)、公安委員会(警察本部)）
- 県土整備部災害対策本部（県土整備部(道路管理課)）
- その他部局災害対策本部（その他関係部局）
- 地方連絡本部（各建設事務所・支所、県民センター）
- 自衛隊
- 関東地方整備局、甲府河川国道事務所、NEXCO中日本、消防機関、電気事業者、通信事業者
- 市町村道路管理者、各警察署
- 山梨県石油協同組合
- 山梨県建設業協会、山梨県建設業協会地区協会

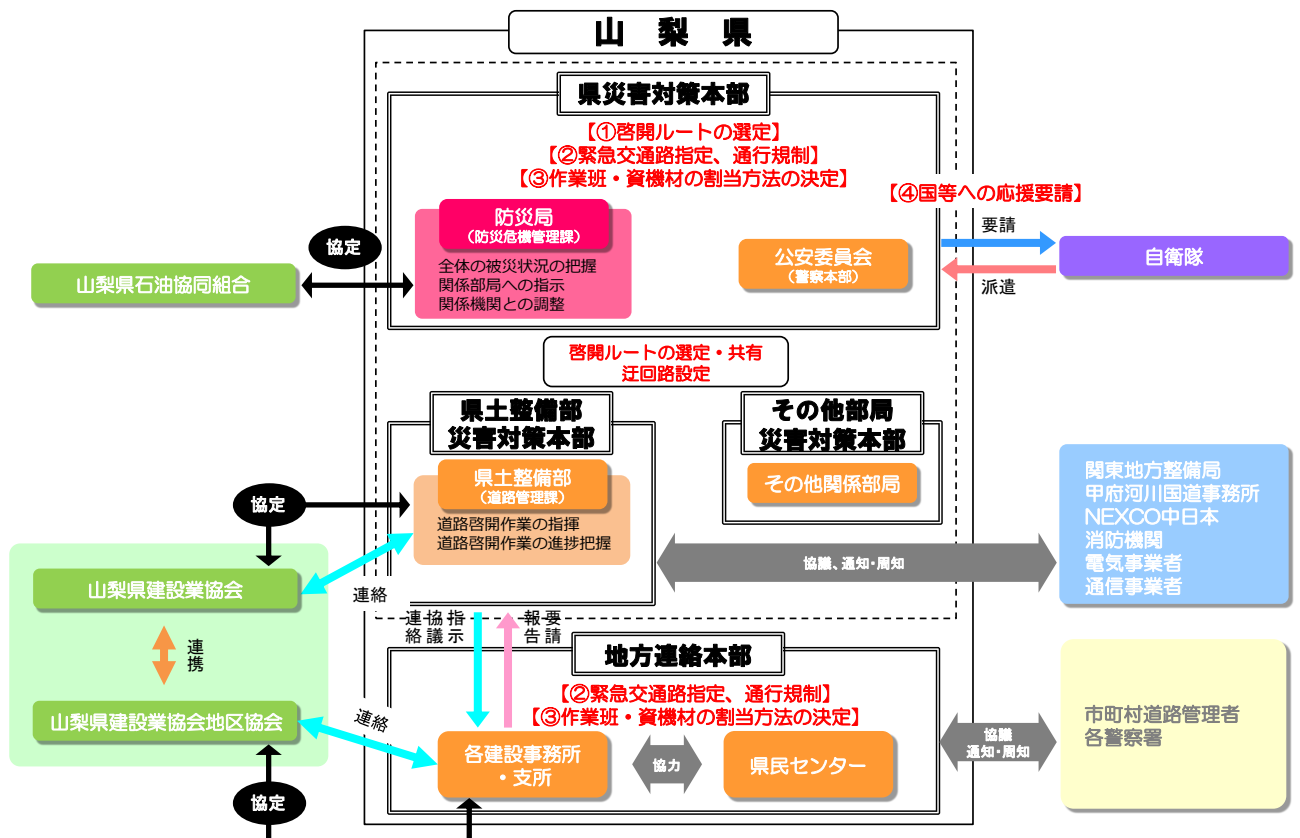


図 8-1 道路啓開の実施方針決定

### (3) 活動内容

活動内容は以下のとおりです。

#### ① 啓開ルートの選定

##### ■ 災害対策本部

緊急調査等により収集した県内の被災状況に関する情報をもとに、道路管理者が主体となって、防災局、関係部局や公安委員会と協議を行い、啓開ルートを選定します。

被災状況等により陸路によるルートの選定が困難な場合は、自衛隊等の関係機関と調整のうえ、空路を使った輸送について検討を行うものとします。

なお、被災状況や病院の受け入れ体制、避難所の開設状況に応じて、災害対策本部にて啓開ルートの優先順位を決定し、新たな情報や状況の変化に応じて、適宜ルートの見直しを図ります。

#### ② 緊急交通路指定・通行規制

##### ■ 災害対策本部

緊急交通路の指定を行う警察機関との間で、各地区の啓開ルートについての情報を共有します。

地方連絡本部からの報告を受け、各地区における通行規制の実施状況を把握します。

##### ■ 地方連絡本部

道路利用者の安全確保や道路啓開作業に伴い、通行規制が必要であると判断した場合は、警察機関（所轄警察署）と協力のうえ、道路法第 46 条に基づく通行規制を実施します。

#### ③ 作業班・資機材の割当方法の決定

##### ■ 災害対策本部

道路啓開体制の確保状況及び資機材の確保状況について、地方連絡本部や山梨県建設業協会から報告を受けます。

##### ■ 地方連絡本部

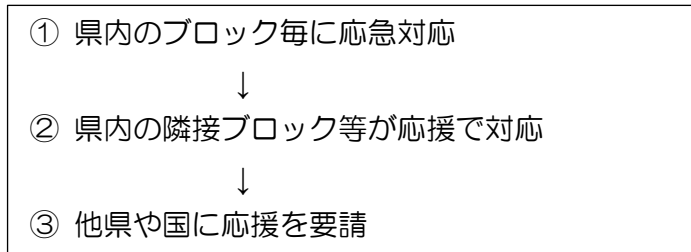
道路啓開にあたる人員及び道路啓開に用いる資機材の確保状況について、山梨県建設業協会地区協会から報告を受けます。

人員と資機材の確保状況と道路啓開の必要範囲を踏まえ、作業班の割当方針を山梨県建設業協会地区協会と調整します。

#### ④国等への応援要請

1 機関・1事務所での応急対応に限界がある場合は、早い段階で関係機関への応援要請を行います。

##### <応援要請のステップ>



##### ■災害対策本部

啓開ルートの被災状況や地方連絡本部からの要請等により、必要に応じて、災害協定締結団体（山梨県建設業協会）や国・他県等への応援要請を行います。

##### ■地方連絡本部

道路被災状況に対して道路啓開体制が不足していると判断される場合は、災害協定締結団体（山梨県建設業協会地区協会）や国・他県等からの応援の必要性について、災害対策本部に報告します。

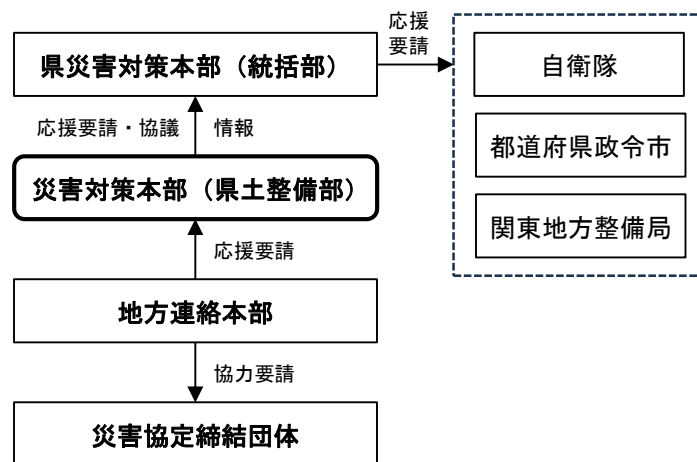


図 8-2 関係機関への応援要請の流れ



○県土整備部内での応援要請

地方連絡本部の所長が、災害対策本部の部長に要請します。

災害対策本部では、要請に基づき応援方針を決定し、本部班応援調整係が調整。

○国又は他の都道府県に対する応援要請

広域応援要請は、自県及び他県の被害状況に応じて適用する協定を決定し、山梨県災害対策本部（山梨県知事）が要請を行います。

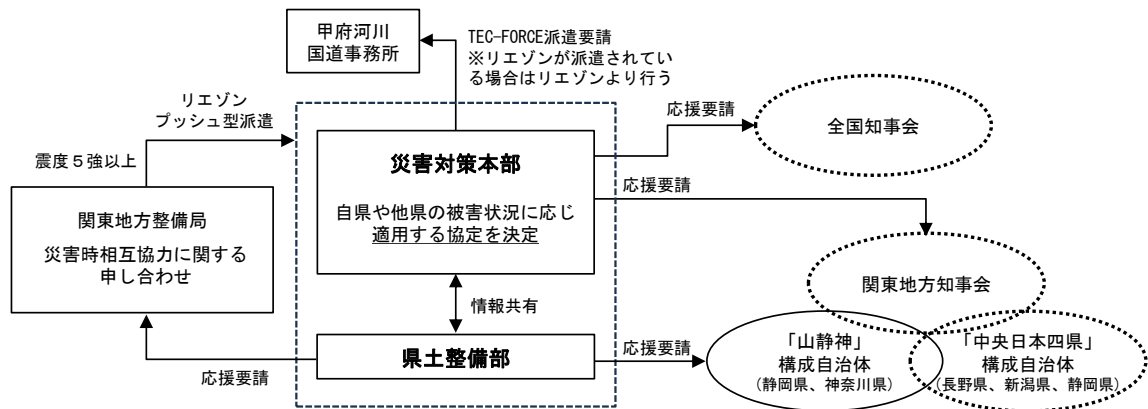


図 8-3 関係機関への広域応援要請フロー

## 9. 道路啓開の実施

### 9. 1. 道路啓開の手続き

#### (1) 活動項目

道路啓開の手続きについては、以下を活動項目とします。

#### ①災害対策基本法第76条の6に基づく区間の指定

#### (2) 関係機関

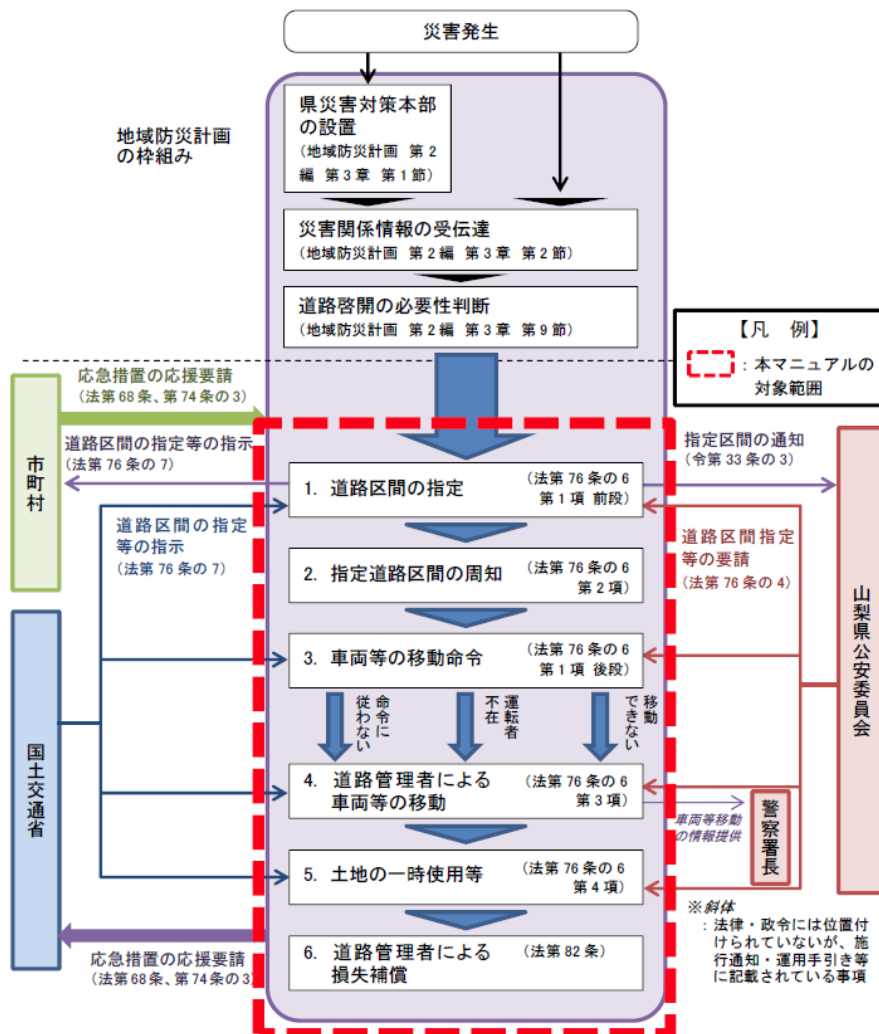
関係機関は以下のとおりです。

■災害対策本部（県土整備部(道路管理課)、公安委員会(警察本部)）

■地方連絡本部（各建設事務所）

■関東地方整備局、甲府河川国道事務所

■市町村道路管理者、各警察署



出典：災害対策基本法に基づく車両移動等に関する行動マニュアル（山梨県 県土整備部 道路管理課）  
 図 9-1 災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ（県管理道路の場合）

### (3) 活動内容

活動内容は以下のとおりです。

#### ①災害対策基本法第76条の6に基づく区間の指定

##### ■災害対策本部・地方連絡本部

決定した啓開ルートを踏まえ、災害対策基本法第76条の6（災害時における車両の移動等）に基づく区間の指定を山梨県公安委員会へ通知し、道路区間を指定します。

山梨県公安委員会から要請があった場合には、災害対策基本法第76条の4に基づき、道路区間を指定します。また、他の道路管理者から指示があった場合には、災害対策基本法第76条の7に基づき、道路区間を指定します。

区間指定は、それぞれの区間の路線名及び起終点を示します。市町村を越えた広範囲にわたる場合等においては、区域による指定を行います。

指定区間内の国道	: 国
指定区間外の国道及び県道	: 県
市町村道	: 市町村
会社管理高速道路	: 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
公社管理道路	: 地方道路公社

(様式-5) 道路区間の指定書

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を(指定・廃止)します。

平成〇年〇月〇日

山梨県知事

(各区間指定の場合)

路線名	区間		延長(m)	備考
国道〇号	山梨県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	山梨県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	新規
県道〇号	山梨県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	山梨県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	継続
県道〇号	山梨県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	山梨県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	廃止

(区域としての指定の場合)

路線名	区間	延長(m)	備考
国道〇号	山梨県〇〇市〇〇町、〇〇町並びに〇〇町	〇〇〇〇	新規
県道〇号		〇〇〇〇	新規

図 9-2 道路区間の周知(県管理道路の場合)



## 9. 2. 住民・道路利用者への周知

### (1) 活動項目

住民・道路利用者への周知については、以下を活動項目とします。

- ①指定した道路区間の周知（路線名及び起終点、区域等）
- ②道路の通行可能区間の周知（通行実績情報、迂回路情報、通行止め状況等）
- ③道路啓開状況の周知（通行可能となる見通し等）

### (2) 関係機関

関係機関は以下のとおりです。

- 県災害対策本部（防災局(防災危機管理課)、公安委員会(警察本部)）
- 県土整備部災害対策本部（県土整備部(道路管理課)）
- その他部局災害対策本部（その他関係部局）
- 地方連絡本部（各建設事務所・支所、県民センター）
- 関東地方整備局、甲府河川国道事務所、NEXCO 中日本
- 市町村道路管理者

### (3) 活動内容

活動内容は以下のとおりです。

道路管理者は、円滑な道路啓開実施のため、住民、道路利用者、報道機関等へ発災後の情報提供を行います。

地震発災後においては広く住民に情報提供することが重要であることから、各道路管理者は管理する路線について、以下の方法等によって周知を行います。

- 道路情報板、日本道路交通情報センター（ラジオ等）、立て看板を活用した情報提供
- ホームページ、記者発表等のツールを活用した情報提供
- 民間企業等が発信する情報と連携した情報提供

主な周知内容は、以下のとおりとします。

- ✓指定した道路区間（路線名及び起終点、区域等）
- ✓道路の通行可能区間（通行実績情報、迂回路情報、通行止め状況等）
- ✓道路啓開状況（通行可能となる見通し等）



この先  
建物倒壊のため  
通行止

この先  
道路啓開中のため  
一般車通行止

出典：四国広域道路啓開計画

図 9-3 道路情報板による情報提供イメージ

令和6年能登半島地震 能登半島 道路の応急復旧の状況

令和6年1月5日(金)  
5時30分時点

- 穴水町から輪島市、珠洲市、能登町までのアクセス道路は、1/4(木)14時に大型車通行可能に。((一社)日建連により応急復旧作業完了)
- 沿岸部では被災箇所が多数確認されている状況だが、関係機関とも連携し、陸路のアクセス確保にむけ道路の応急復旧を推進



出典：国土交通省 HP

図 9-4 ホームページによる情報提供例

**災害発生**

災害対策基本法に基づく  
緊急通行車両の通行のため  
道路啓開を実施中

**国道〇〇号  
〇〇～〇〇は**

**通行止め** ※

一般車両は迂回してください。

山梨県 〇〇建設事務所  
問い合わせ先: 〇〇〇〇

**災害発生**

災害対策基本法に基づく  
緊急通行車両の通行のため  
道路啓開を実施中

**国道〇〇号  
〇〇～〇〇は**

**通行ご遠慮ください** ※

一般車両は迂回してください。

山梨県 〇〇建設事務所  
問い合わせ先: 〇〇〇〇

※マグネットシールにて交互対応を可能とする

図 9-5 立て看板または標識による情報提供イメージ

### 9. 3. 啓開作業の実施

#### (1) 活動項目

啓開作業の実施については、以下を活動項目とします。

- ①啓開作業の実施
- ②燃料供給の要請
- ③国等からの応援人員の受入

#### (2) 関係機関

関係機関は以下のとおりです。

- 県災害対策本部（防災局(防災危機管理課)、公安委員会(警察本部)）
- 県土整備部災害対策本部（県土整備部(道路管理課)）
- その他部局災害対策本部（その他関係部局）
- 地方連絡本部（各建設事務所・支所、県民センター）
- 自衛隊
- 関東地方整備局、甲府河川国道事務所、NEXCO 中日本、消防機関、電気事業者、通信事業者
- 市町村道路管理者、各警察署
- 山梨県石油協同組合
- 山梨県建設業協会、山梨県建設業協会地区協会

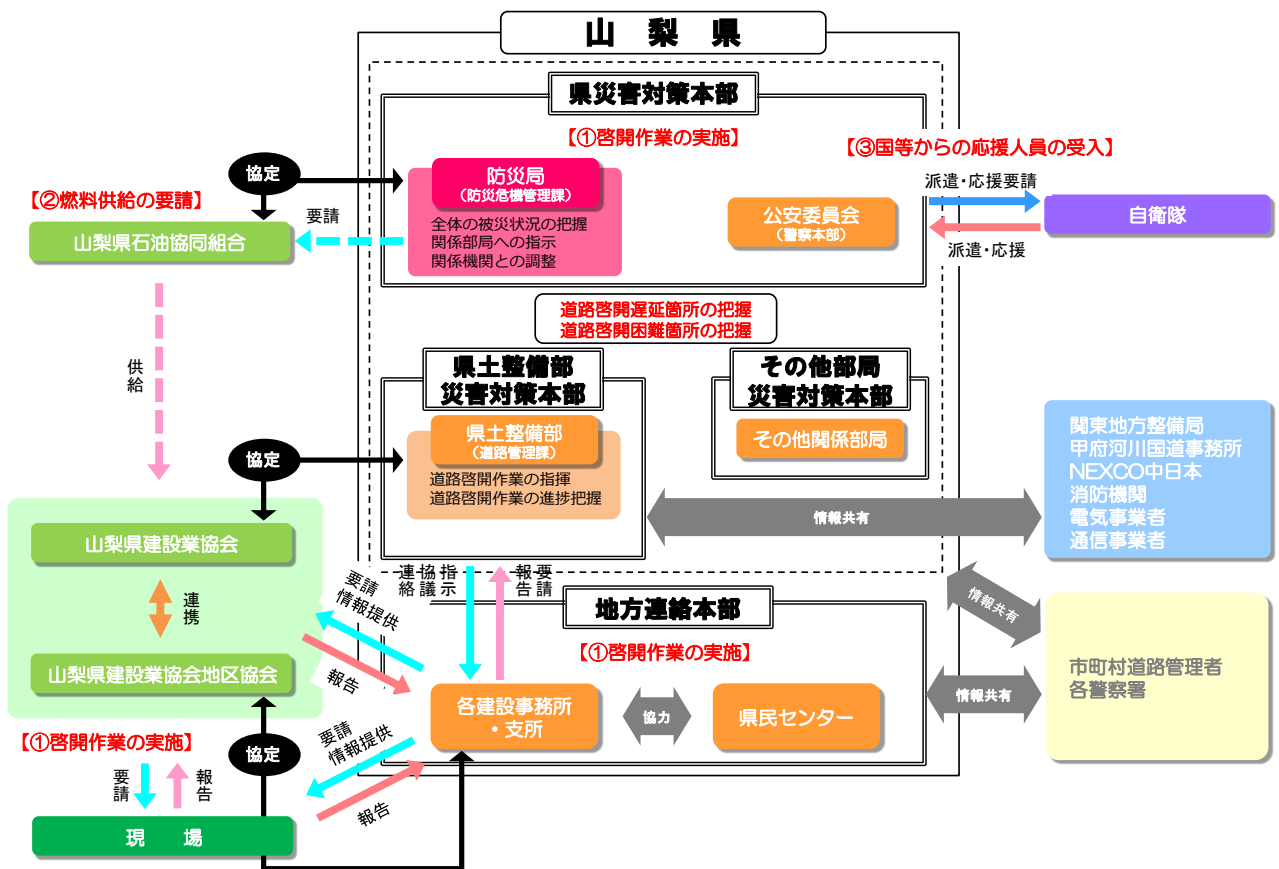


図 9-6 啓開作業の実施

### (3) 活動内容

活動内容は以下のとおりです。

#### ① 啓開作業の実施

##### ■ 災害対策本部

道路啓開の方針決定及び道路啓開作業の体制確保の後、地方連絡本部に対して道路啓開作業の開始を指示します。

地方連絡本部からの道路啓開作業進捗報告を受け、各道路管理者（国、高速道路会社、県、市町村）と情報を共有しながら、道路啓開の遅延箇所や啓開困難な箇所を把握します。

##### ■ 地方連絡本部

災害対策本部からの道路啓開作業の開始指示を受け、災害協定締結団体（山梨県建設業協会地区協会）に対して、道路啓開作業実施の要請を行います。

道路啓開の進捗状況（道路啓開完了路線及び区間、確保車線数）について、定期的に作業班からの報告を受け、さらに、災害対策本部に報告します。

#### <被害想定項目別作業内容>

表 9-7 被害想定項目の作業内容

被害想定項目	被害内容	作業内容
① 盛土・法面の崩壊	盛土・法面の崩壊	盛土や舗装により対応。必要に応じて土留め対策を実施。 ※被害が大きい場合は、迂回路や仮設道路による対応となる。
② 橋梁部の段差	ジョイント部の段差	盛土、舗装等により段差解消。
③ 建物の倒壊	地震動による沿線建物の倒壊	道路内の障害物を重機により除去。
④ 液状化・路面の段差	地盤の液状化による路面の段差	土砂や碎石、アスファルト合材等によるすりつけにより段差を解消。 土砂やアスファルト合材等の充填により陥没を補修。
⑤ 道路付属物、電柱の倒壊	揺れや液状化による道路付属物や電柱の倒壊	道路内の障害物を重機により除去。 ※電柱の場合は電気事業者、通信事業者と連携。
⑥ 放置車両	事故や立ち往生による車両の放置	道路管理者が車両の移動命令、撤去を行う。

#### <電気事業者、通信事業者との連携>

##### ■ 道路管理者

電柱等の占用物の処理にあたっては、独断で判断せず、二次災害防止のため道路占有者の応援が来るまで以下を実施します。

- ・ 交通規制、交通整理による安全対策
- ・ 現場までの通行ルート確保
- ・ 占有者の道路啓開作業スペースの確保

##### ■ 啓開作業班

電柱倒壊により垂れ下がった電線への公衆感電防止のため、電気事業者・通信事業者の作業員が到着するまで、人を近付けないよう安全対策を行います。上記の安全対策については、作業完了まで継続する必要があります。（作業途中で再度、電柱倒壊の発生等の危険性があるため）



地震発生の影響により、倒壊していない電柱でも傾斜が大きい電柱付近には、倒壊の危険性が考えられるため、近寄らないようにする必要があります。

■電気事業者、通信事業者

道路管理者と電気事業者・通信事業者が相互に協力・連携して啓開作業を行います。

<ライフライン事業者との情報共有>

■道路管理者

早期にライフライン（電気、通信、上下水道、ガス等）が復旧できるよう、ライフライン事業者と道路啓開進捗状況等の情報共有を図ります。

②燃料供給の要請

■災害対策本部

地方連絡本部からの要請を受け、啓開作業班の燃料が不足した場合は、災害協定締結団体（山梨県石油協同組合）との間に締結された『災害時における給油所地下タンク備蓄燃料の供給に関する協定』や『災害時における石油燃料の安定供給及び帰宅困難者支援に関する協定』に基づき、緊急車両等への石油燃料の供給を災害協定締結団体（山梨県石油協同組合）に要請します。

■地方連絡本部

啓開作業班の燃料が不足した場合は、緊急車両等への石油燃料の供給を災害対策本部に要請します。

③国等からの応援人員の受入

■災害対策本部

県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請します。（災害対策基本法第70条の3）。

また、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは関東地方知事会を構成する山梨県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び長野県で締結している「災害時等における相互応援に関する協定」等に基づき、他の都道府県に対し必要な応援を要請します。（災害対策基本法第74条）

■地方連絡本部

災害対策本部によって他県への応援要請が行われた場合、応援の受入態勢を整備し、他県との間で応援内容の調整を行います。

## 10. 今後の課題

---

本計画は、山梨県内で大規模地震が発生したことを想定し、迅速かつ効率的に道路啓開を実施するための基本的な考え方、具体的方法や役割分担などについてまとめたものです。実際の地震発生時には被害状況に応じて、本計画の考え方を基本としつつ、臨機応変な対応が求められ、計画の実効性を高めていく必要があります。したがって、以下の事項について継続的に取り組むこととします。

### ○関係機関との連携

現在の備えだけで十分ではないことを認識し、計画の実効性をより高めるために、引き続き、関係機関との連携や協力体制を構築していくものとします。

### ○啓開状況等の情報共有

発災時において緊急車両の通行可能ルート等の情報を、関係機関に確実かつ正確に伝達するため、啓開状況等の情報共有方法を検討していくものとします。

### ○継続的な改善

訓練で得られた知見や課題、新たに発生した災害の教訓などを踏まえ、本計画のスパイラルアップ（継続的な改善）を図っていくものとします。

## 山梨県道路啓開計画策定ワーキンググループ

### ○構成機関

構成機関	所属
国土交通省関東地方整備局	甲府河川国道事務所 防災課
	甲府河川国道事務所 道路管理第二課
山梨県	県土整備部道路管理課
	県土整備部道路整備課
	県土整備部都市計画課
	防災局防災危機管理課
	防災局消防保安課
	福祉保健部医務課
山梨県 警察本部	交通規制課
	警備第二課
陸上自衛隊北富士駐屯地	東部方面特科連隊
中日本高速道路株式会社	八王子支社 大月保全サービスセンター
	八王子支社 甲府保全サービスセンター
	山梨総支社
東京電力パワーグリッド株式会社	山梨総支社
東日本電信電話株式会社	山梨支店 災害対策室
	山梨支店 サービスセンター
一般社団法人山梨県建設業協会	

### ○開催概要

	開催日時・場所	議 題
第1回	日時：令和6年2月29日（木）13:30～ 場所：山梨県庁防災新館 412 会議室	道路啓開計画策定の背景・主旨 について スケジュールについて
第2回	日時：令和6年7月1日（月）13:30～ 場所：山梨県庁防災新館 403 会議室	道路啓開計画の方針について
第3回	日時：令和6年9月24日（火）13:30～ 場所：山梨県庁防災新館 409 会議室	道路啓開計画（素案）について
第4回	日時：令和6年11月21日（木） 場所：書面開催	道路啓開計画（最終案）について